

1. 件名:「三菱重工業(株)特定兼用キャスクの型式指定申請に関するヒアリング【6】」

2. 日時:令和4年10月13日 13時30分~16時15分

3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

(核燃料施設審査部門)

山後安全審査官

三菱重工業株式会社:

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他3名*

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請 技術基準規則への適合性について

資料1-2 補足説明資料17-1 17条材料及び構造クラス3容器の材料及び構造に関する説明資料

資料1-3 補足説明資料26-6 26条燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備構造強度に関する説明資料

資料1-4 補足説明資料5-1 5条地震による損傷の防止地震による損傷の防止に関する説明資料

資料1-5 補足説明資料6-1 6条津波による損傷の防止津波による損傷の防止に関する説明資料

資料1-6 補足説明資料7-1 7条外部からの衝撃による損傷の防止竜巻による損傷の防止に関する説明資料

資料1-7 コメント管理票

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	あ、規制庁松野です。
0:00:07	では、時間になりましたので今から型式指定のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:15	本日は 56 条 67 条の外部事象と、17 条の材料及び構造、26 条の構造強度ということで、
0:00:26	資料を事前に用意していただきましたので、そちらについて説明をお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。
0:00:38	三菱重工齋藤です。
0:00:41	本日の配付資料ですがけれども、私、
0:00:44	申請の資料としまして資料 1-1 から 1-7 まで、
0:00:49	です。
0:00:50	資料 1-1 を主に使いながらご説明させていただきます。
0:00:56	あとお手元の方に参考資料として一番から 3 番までの資料をお配りさせていただいてますけれども、こちらは申請書の
0:01:06	添付書類の 34 号のバス抜粋になっておりまして、
0:01:11	同じものなんですけれども右下に通し番号でますので質疑の際に、説明の際にも一部使っていますし、質疑の際にその右下の通し番号で、
0:01:21	ページ数をちょっと明確にしてから、
0:01:25	いや、
0:01:26	大学目的で届けの方をしております。
0:01:31	では資料 1-1 からご説明をさせていただきます。
0:01:36	今日はですね、56 条と、あと、17 条、26 条、16 条については構造強度の部分をご説明する予定です。
0:01:47	資料 2 ページ、
0:01:49	お願いします。
0:01:52	技術基準規則への適合性概要ということで、
0:01:58	今後、今日ですねご説明する内容というのが 56 条 77 条、26 条、でございます。
0:02:06	それで資料 3 ページお願いします。
0:02:10	3 ページには、各条文上に対する、
0:02:16	に関する
0:02:18	型式証明。
0:02:20	においてご説明していた、妥当性見直し、説明、で行っております安全評価方法、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	それから評価条件との差異を簡単にまとめたものになります。
0:02:34	今日ご説明する 56 条 7 条、
0:02:37	オオツカ 17 条、
0:02:39	26 条の一番下の構造競合がアノ。
0:02:42	その最後になります。
0:02:45	評価方法解析コードのところですけども、
0:02:48	この 67 条につきましては、今回型式指定では
0:02:55	FMコードを使った評価。
0:02:57	一部、構造方式を使った評価という組み合わせで、
0:03:01	申請をさせていただいています。
0:03:03	それから十七条につきましてはこうして使った規格適合性の評価をしております。
0:03:10	型式証明の際は簡易評価といたしまして構造方式を使ったご説明をさせていただいてました。
0:03:17	567 についてはそういった詳細評価をコウゲしたというところの差になります。
0:03:25	17 条に関しましては形処分では説明の内容になりますので今回初めてということになります。
0:03:32	26 条の構造強度ですけども、こちらも地震津波竜巻と同ですね。
0:03:37	承認夜間環境下でしたけども、エアバスなり増えることと、構造公式を用いた評価結果を申請させていただいています。
0:03:49	今日のご説明の順序なんですけども、
0:03:52	衛藤、説明のしやすさの観点からと十四条の方を先にさせていただいて、
0:03:58	そのあと 26 条の協働、それから 56 条 7 条、まとめて江藤、参加についてご説明させていただきたいと思います。
0:04:09	十四条。
0:04:10	こんなところを、
0:04:12	2 ページがですね。
0:04:15	23 ページになります。
0:04:24	17 条の規則要求につきまして、
0:04:28	ちなみに、
0:04:30	23 ページの上の青枠のところに記載をしております。
0:04:38	水井 24PS 形はですね、も容器はですね、クラス 3 容器に該当。
0:04:44	そうしますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	クラス 3 容器に対する要求に適合するということを示します。
0:04:52	今こちらに書いてある規則が不破さん容器に対するものを抜き取ってきたものになります。
0:04:59	基本設計方針がですね、中段のところに示しております。
0:05:05	三崎 24PS型の容器の材料、
0:05:08	及び構造は、日本機械学会の設計建設規格に基づき、設計することとし、
0:05:16	その下の表のところですけども、
0:05:19	容器に使用します材料については、設計建設規格で定員をされる。
0:05:24	日本機械学会の材料規格に規定される材を新使用します。
0:05:29	それから用地の構造及び強度につきましては、貯蔵時及び取り扱い時において全体的な変形を弾性域に抑えるとともに、
0:05:39	座屈が生じない設計として設計建設規格も、
0:05:43	X3 容器の構造規定を満足する設計等をします。
0:05:49	また、容器の主要な耐圧部の溶接部につきましては、
0:05:53	第 1 項、
0:05:56	いわゆる第 1 項の 15 号の要求を満足する。
0:06:00	者ということで、こちらの上の方に書いてる医療班になりますけれども、
0:06:05	儘田鶴丸としましてこれについては使用前検査、
0:06:10	における各種検査において、年代学会の溶接資格、
0:06:16	適合することを確認することとします。
0:06:22	次に基本設計方針に対します安全評価としまして一番下の表に示しておりますけれども、クラス 3 容器となります。
0:06:33	同一次蓋カバープレート内ぶたボルトカバープレートV、
0:06:39	これらが設計建設規格もう大蔵さん容器として必要な構造強度を有していることを確認しております。
0:06:48	備考欄に記載しておりますが、評価部位に対する適用規格等は、先行の設工認であります伊方 3 号機の使用前燃料乾式貯蔵施設、
0:07:01	見てる所全面乾式貯蔵液と、計算方法を含めて、同じ方法を用いております。
0:07:09	次の 24 ページ、お願いします。
0:07:14	先ほど
0:07:16	安全評価のところでご説明した、ちょっと構造強度評価、
0:07:20	といたしまして、一次蓋、一次蓋ボルトカバープレートパペットボルトの、
0:07:27	合同

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:29	それから今日は、
0:07:30	久我さんの規定を満足するところの確認結果を、
0:07:35	こちらに示しております。
0:07:38	ふうん。
0:07:40	建設格納、プラス 3 容器のですね。大木。
0:07:44	適合しておりますので、17 条の料金適合しているということになります。
0:07:54	もう少しちょっと補足説明資料が言いたいと思います。資料。
0:07:59	うちの 2、
0:08:03	1-2 の 57 条の、
0:08:06	説明資料になりますけども、
0:08:10	こちらの応需、右下受
0:08:15	ページ、
0:08:17	10、
0:08:20	あ、すみません、その前にですね、13 ページお願いします。13 ページ、23 ページ。
0:08:30	13 ページですけども、こちらには、技術基準規則の十七条と、あと 26 条でも強度評価を行ってますけども、こちらで、
0:08:40	評価を行っている評価部位の分別について記載をしております。
0:08:47	別紙 1-1 表に、構成部材の適合範囲と、
0:08:53	ということで、各構成部材をどの場で許可しているかっていうところ。
0:09:00	プロットしたものになります。
0:09:04	別等への適合を示す範囲としましては、
0:09:07	ミウラのところに書いている通りですね、圧力として、
0:09:12	圧力ある構造強度部材ということで、ここからカバーされてボルトまでのところをですね、
0:09:18	お客さんとしての評価を行います。
0:09:24	これらの料金の部分、加えまして、
0:09:30	その下の 20 メーターからトラニオンのところまで示している部材、
0:09:34	こちらについては、26 条への駆動シミズ範囲ということで、
0:09:40	ミイミウラのところに書いてる通り、四つの安全機能を確保するために必要な構造共同部材と、
0:09:46	そういうものになりますので、これ部材については、26 条の報告をして、こちら金属キャスク構造規格に基づく評価を行っております。
0:09:59	この辺の区分けも瀬古雪子さんと、そういうことで、
0:10:05	オプション機能範囲っていうのを 14 ページに出しておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	また必要に応じていただければと思いますけれども、黄色で塗ってる部分ですね、容器の
0:10:17	圧力の範囲、
0:10:18	そういうところを、
0:10:20	綿貫としております。
0:10:26	それからちょっと戻っていった、資料 1-2 の 10 ページ。
0:10:30	いただいて、
0:10:34	先ほど岡さん容器のですね、
0:10:39	上の評価、
0:10:41	そして設計建設規格食うに従って、坪内を確認したいと申し上げたところですけども、
0:10:48	第 2 報はですね、ミイ基準規則の
0:10:52	いわゆる第 50 号の規定と、
0:10:58	規定等ですね設計建設規格の対応関係というのはその分、
0:11:04	一つの解釈に書かれてますんでそれを、
0:11:08	持ってきたものです。
0:11:11	15 の要求に対して、
0:11:13	設計建設の 2012 年版の対応する規格はこれですよというのが示されておまして、
0:11:20	その一番右の列にですね、2014 ページ方に適用する規定ということで、
0:11:28	適用する部分を抜き取る。
0:11:30	抽出したものになります。
0:11:33	野瀬建設架空の上には、
0:11:36	顧客数、
0:11:40	以外ですね、部品、
0:11:43	そのまま文章恒設アノからミイだとか、ツヨメワーであったりとかっていうところが見込まれてますんで、そういったところを
0:11:52	抜いてですね、ヤフーのアオキ、
0:11:55	構造に関する部分というのを収集したものが、一番になります。
0:12:00	この右の列の規格番号に、
0:12:04	対して評価を行った結果というのが、第 3 表の第 3 点になりまして、
0:12:12	どう、ここは外圧を受ける、円筒形の
0:12:15	部分になるんですけども、一番右の適合性。
0:12:19	確認結果のところにありますように、道路、
0:12:23	形状とかあと継ぎ手の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:25	方法、
0:12:26	それから、どの板厚の要求
0:12:30	というのがありまして、それを満足していくことを申請書のほうで確認しております。
0:12:36	あとその下のですね、どうもそこ行った一次蓋カバープレート、
0:12:40	この辺りはWriterIに減衰されまして、
0:12:43	こちらも同様にですね、
0:12:45	人の厚さ、それから穴が開く場合の花の形。
0:12:49	それから、穴をあける場合の磯貝龍斗。
0:12:54	ここの工夫することを確認してます。
0:12:57	最後、道路のフランジとですね。
0:13:00	ぐだボールちょっとかかっているところこの辺りカプラんです。
0:13:04	インターが他のフランジという部分になりますけれども、こちらについても、その共同確認している。
0:13:10	いうことを
0:13:13	申請書の添付書類、
0:13:14	の方に記載をしています。
0:13:19	まず 17 条につきましては以上でございます。一旦ここで金。
0:13:25	はい。思います。
0:13:27	はい規制庁松野です。
0:13:30	ちょっと
0:13:32	私の方からいくつか
0:13:35	確認をしたいんですけども、
0:13:38	まずパワポ資料の 2324 で、
0:13:43	24 ページ目の方は、クラス 3 容器の構造強度評価について、
0:13:50	適合確認結果が示されているんですけども、
0:13:55	そもそもこの 23 ページ目の、
0:13:59	規則の要求を、
0:14:01	見ますと、
0:14:03	第 1 項の 3 号の伊礼。
0:14:08	クラス 3 委員。
0:14:10	機器が、
0:14:11	その使用される圧力温度荷重その他の、
0:14:16	使用条件に対して、
0:14:19	適切な機械的強度及び

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:22	化学的成分を有することと、
0:14:26	ここで言う、
0:14:28	適切な機械的強度っていうところは、
0:14:32	今ご説明があった。
0:14:35	内容になるのかなと思うんですけども、この、及び化学的成分を有することに対する、
0:14:43	要求に対する確認っていうのは、
0:14:46	どのようになるのでしょうか。
0:14:53	はい。三菱サイトウです。資料、
0:14:57	すいません 1-2 をお願いします。1-2 の、
0:15:00	27 ページになりますけれども、
0:15:07	今回ておりました
0:15:11	24P がたがですねクラス 3 容器でありますということで、衛藤。
0:15:18	設計建設規格に適合する設計としますということになります。で、設計の中、7 ページの注意、
0:15:28	になりますけれども、
0:15:30	設計建設規格の
0:15:33	右 2110 というのはクラス 3 容器の材料に係る規定になりますが、
0:15:38	ここにはですね、日本機械学会の
0:15:42	材料規格、
0:15:44	二期規定される材料、
0:15:46	使うということが書かれておりますので、
0:15:49	これに対してはこの材料を、
0:15:53	規定される材料を使うと。
0:15:55	ということが適用、
0:15:58	になります。
0:16:00	以上です。
0:16:04	その点はちょっと資料とパワポ資料にもちょっと明確に記載をお願いいたします。
0:16:16	はい。この部分につきましても、本当はこの方を中心、
0:16:22	設計をいたします。
0:16:24	あと
0:16:26	私ちょっと 20%この 23 ページ目にちょっと戻っていただきまして、
0:16:31	ここで言うその要求事項の第 1 項の 15 で、
0:16:36	ここでまた、イとハがあるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	この
0:16:41	設計上定める条件において、全体的な変形を、檀セイキの抑えることと、
0:16:49	波紋、要求事項があるんですけども、
0:16:53	これに対する適合性確認のちょっと説明をちょっとお願いできますか。
0:17:01	はい。三菱斉藤です。
0:17:04	先ほどの 10 ページ、1-2 の 10 ページをもう一度お願いします。
0:17:12	第 2 条ですね。
0:17:14	ここに第 10 号の要求事項を書いてまして、ここにとかが、
0:17:19	ございます。
0:17:20	初めに、炉はですね伸縮継ぎ手に係る内容なので、対象外です。
0:17:28	ロッカーにつきましては、全体的な変形一気に押さえることについてはその右の列に書いている。
0:17:35	設計建設規格のこの番号を満足すればいいよってというのが、
0:17:39	技術基準規則の解釈に書いてあります。同じように座屈についても、この右の、
0:17:46	規格に適合する規格に適合すればいいというのが書かれています。
0:17:50	その 2 の列に書いてある内容を、
0:17:55	キャスクとして適合しているというふうな確認を行っている。
0:17:58	ということになります。
0:18:00	全体的な発表団セイキに抑えることってということと、あと座屈が生じないということに関しては、
0:18:09	下の第 3 表で言うところの、どの渥美Writerの渥美というところが、最初は西條であるということに対応していると考えております。
0:18:21	明確に
0:18:22	規格の中でこれが、
0:18:24	檀セイキだとか座屈とかっていうふうな、
0:18:27	はされてないんですけど、
0:18:29	館式の成り立ちを見ますと基本的に男性。
0:18:33	衛生協力助成っていうのを別にしてるんですね。
0:18:36	鶴丸駒田氏。
0:18:38	座屈の商品。
0:18:41	ということで理解しております。以上です。
0:18:47	規制庁松野です。ちょっと今の点は多分資料には明確に今書かれてませんので、その辺の考え方も含めて、パワーポイントを補足説明資料 2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	記載をお願いいたします。
0:19:06	三菱サイトウです。
0:19:08	これ木曾空の解釈に書かれてあるものなんですけども、
0:19:12	そういうところまで記載が必要でしょうか。
0:19:17	規則の要求事項に対して適合するかどうかというところの判断が今の資料の説明、何か書きぶりがちょっと判断できませんので、
0:19:27	その点は、しっかり保存規則要求に対して、
0:19:31	適合してるかっていうところの観点で、資料のちょっと見直しをお願いできればと思います。
0:19:39	三菱です。はい、わかりました。
0:19:51	阿藤規制庁松成サトウ。
0:19:54	これ 24 ページ目のところの、
0:19:59	いろいろこの暑さの話にしても、この
0:20:04	強度の話で向こう、適合性確認結果で書かれているんですけども、
0:20:11	ここは、
0:20:12	定量的に示すことは、
0:20:15	できますか。
0:20:20	三菱の齋藤です。
0:20:25	この十四条
0:20:30	その適合確認結果っていうのはですね、
0:20:33	それがあるものもあったりですね、もう単に円筒形としますとか、溶接継ぎ手を採用しますとかっていうところ。
0:20:40	あと厚さに関しては最初はサトウ、
0:20:44	現状の積厚さっていうのが把握できるのでそれは可能かなと思いますけども、一部そういうのが、数字が入るところは、
0:20:52	できるかなとは思いますが。
0:20:55	あと、フランジーに関しては、ちょっと、
0:21:00	小が、
0:21:01	結構多くなりますんで、
0:21:05	申請書のほうには入れてるんですけども、それをそのまま、
0:21:11	学校がやっぱりあるような形になる、なってしまいますけども、
0:21:16	そういう形ではできはします。以上です。
0:21:19	はい。規制庁松野です。
0:21:22	ここはそうですね強度のところで、しっかりその必要な強度を有してるっていうところは、可能な限り定量的に示していただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:35	私からは以上ですけども。
0:21:39	追加で、
0:21:42	質問、確認事項がありましたらお願いし、
0:21:56	規制庁サクライですけど、資料 1-2 の別紙 1、
0:22:01	後ろの 13 ページのところ、今表に書いていた、別紙 1-1 表で 17 条ではこの部分を見るように 16 条では小、
0:22:12	安全機能っていう確保するための構造、京都府でキャスクの数、ほとんど、
0:22:18	すべてのところ見るよと、記載いただいているんですけどこの 17 条への適合を示す範囲の
0:22:26	中 2 があって、
0:22:29	Dで町に上げると、後になっていて、
0:22:33	黄色の部分なんですけど、
0:22:36	あの部分としてはわかるんですけど、圧力容器として圧力が変わる構造強度部材っていうのは、何ていうんすか、どこからというふうな、
0:22:47	意味合いで書かれてる中からってことですか、外側から。
0:22:54	泉社長です。
0:22:56	ここのキャスクのですね最高使用圧力は申請書、
0:23:00	書いておりますけれども、
0:23:03	SaaSで、0.4 日目が預かるです。
0:23:07	差圧というふうにしてるんですけども
0:23:11	その他の集合体が収納されている空間というのは負圧維持になってまして。
0:23:19	9 月、一番真空の状態ですと、マイナス 0.1。
0:23:26	0325MPa。
0:23:28	となります。
0:23:31	イチジクた言葉はですね、一次蓋と二次蓋の間の空間というのが正圧にする設計にしております、そこが 0.31MPa。
0:23:42	ですので、その差圧をとって、A. 1MPaということになります。
0:23:48	圧力としては外側の方が高くなりますんで代用外圧を受ける。
0:23:54	開発できる圧力、
0:23:56	うん。
0:23:58	この、
0:24:01	1G分だとニジブたのところが、
0:24:06	一次蓋で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:08	医師衛藤本体っていうか本体と一次豚の方が負圧で、ヘリウムとか入ってると思うんですけど、
0:24:16	一部だった二次ぶたの方が正圧だから
0:24:20	外から中に加わるっていうところで、
0:24:24	二次蓋と二次蓋ボルトっていうのは、十七条の評価として外しているっていうことです。
0:24:35	サトウ。はいどうぞ。はい。
0:24:37	26条の方でもこの部分の色づけみたいな、まだこれから説明されると思うんですけど、
0:24:48	こっちのマルしていただいている部分の色、
0:24:51	とか、
0:24:53	つけていただいている資料ってありますか。
0:24:57	見るといった全部。
0:25:01	三菱だけですと、
0:25:04	ほとんどということになるんですけども、
0:25:07	いろいろちょっとうたい文句じゃなくて、
0:25:11	こういう図にですね、26条で評価する部分だけに部品名を打ったような図は、
0:25:18	あります。
0:25:22	のはいないです。
0:25:29	できたら26条の方も何か全部と言っては全部なんですけどあるとわかりやすいかなと思ったんでこっちの会合資料の方って入れやすい入れにくいかな。
0:25:43	入れにくいですか。
0:25:48	衛藤。
0:25:49	26条の方おっしゃってる。
0:25:53	この図の後ろに入れるようなイメージですかね。26条の方の他の部分のところを、
0:26:02	強度評価してますよっていう、ちょっとテーパ
0:26:09	私が見たときは水口齊藤です。はいわかりました。ちょっと
0:26:17	素晴らしいものなんかは少しわかりにくくなる可能性はあるんですがちょっとできるだけわかるようにしているので、
0:26:23	あんまりといったものを、26年、あれですよ。PowerPointで多分53ページ辺りが、
0:26:33	書いてはあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	そうですねこのハッチングかけたやつでは
0:26:43	申請書にもありますね。
0:26:47	ここに入れてます。会合資料でもし色づけとかできてこの部分なんだよっていうのを書けそうだったら書いといてもらってもいいですかね。多分、
0:27:00	この十四条。
0:27:02	の方はやっぱりわかりやすいので、
0:27:09	わかりました等、26条の補足説明資料に、
0:27:13	ちょっとこの黄色のような感じで塗ったものを入れつつ、PowerPointの方にも、
0:27:19	同じようなものを、
0:27:22	最初に示しました。はい、お願いします。
0:27:32	せ、
0:27:33	外だけ来、
0:27:35	気にしていた、今回のキャスクがクラス3容器で、
0:27:41	そして設定しますよっていうが、
0:27:45	通しページの7、7ページの、
0:27:50	注1に記載しているってことですよね。
0:27:58	三菱だけです。はい。これは3容器であるということは、11人。
0:28:04	その理由を書いています。
0:28:07	わかりました。
0:28:09	ちょっと伊方とか玄海の方で、クラス3容器に強いですっていう説明をちょっと、
0:28:16	まあちょっと出しにくいと思うんですけど気架空企画というか、
0:28:23	何かを出してもらって確か。
0:28:28	マスクングは、
0:28:29	しつつ、この部分ですその口、
0:28:33	炉周り以外ですっていうのを、
0:28:37	資料出してもらっていたので同じように出してもらおうかもしれないですけど、今は
0:28:43	了解しました。
0:28:56	他の規制庁のトガサキですパワポの、
0:29:01	23ページ。
0:29:04	納期真ん中の基本方針の
0:29:08	表の一番下の溶接部についてなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	さっきちょっと説明があったかもしれないんですけど
0:29:16	補足説明の、
0:29:19	5 ページの
0:29:22	ポツの
0:29:25	カッコー位。
0:29:27	加工を6 っていうのがあるんですけど、これのどこに該当する。
0:29:33	ですか。
0:29:40	はい。すみません。
0:29:43	今のご質問
0:29:45	ですけども主要な耐圧部の溶接の同伴して、
0:29:54	比嘉空。
0:29:58	比木
0:29:59	上席架空の適合加藤の部分。
0:30:03	対応するんですかっていうことでよろしく。はい。ちょっとこのうちの2 の資料の右下の、
0:30:12	11 ページ 12 ページのところに記載を打っておりますけれども、
0:30:20	これも技術基準規則の解釈食う
0:30:23	のですね別記5 に。
0:30:25	分化溶接規格をもって基本当たってということで、
0:30:31	その中に別表6-1 というのが、
0:30:34	ございまして、それを12 ページに転記しております。
0:30:40	15 号の井野伴に対して、
0:30:44	溶接規格2012、2013 のですね、前の番号というのが、番号なんですけども、
0:30:52	それと設計建設規格の、
0:30:54	料金ひもづけがなされておまして、
0:30:57	行政施策の方です、書かれる規定されている内容を満足すれば技術基準規則に適合しているという、
0:31:05	義務づけがされてますんで、この動きを、
0:31:08	出してアノを窓口っていうのは施設せ、製作時、
0:31:14	の検査で確認するということになります。
0:31:17	以上です。
0:31:21	ちょっともう1 回確認ですけど
0:31:24	補足の9 ページの一番下の行の説明のことをおっしゃってるんですか。
0:31:34	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	そうですね。ページの 9 ページの一番下の 2 行目から、
0:31:41	はい。
0:31:43	10 ページにかけての、
0:31:44	ところを今申し上げます。
0:31:54	はい、それではそうすると先ほどの
0:32:00	先ほどの、
0:32:02	3 ページ農法は、具体的にここのどれに該当するっていう。
0:32:10	ことはよく言えないってことなんですかね。
0:32:18	その 3 ページっていうのは、
0:32:22	補足説明資料の 3 ページのポツです。
0:32:29	ポツの
0:32:32	解釈、その 15 に規定する主要の溶接部の溶接とは、以下に係る定量性、
0:32:39	オノ溶接棒いうて書いてあるんですけど、
0:32:43	これこれのどどれかに該当するわけではないっていうことですか。
0:32:53	坪内サイトウです。殊、今おっしゃったり、
0:32:57	アルファベット 2 ポツの記載については
0:33:00	主要な溶接部とはというところなの定義に係るものになりますので、
0:33:06	別に
0:33:09	3 ページに書いてないように、
0:33:11	該当しないするんじゃないかと、
0:33:14	もう該当するものとして、
0:33:19	適合性を説明し、
0:33:21	ことです。どこが主要です。
0:33:23	主要な耐圧部の溶接部かっていうところの定義。
0:33:27	意見をここへ戻っているところです。
0:33:33	そうすると、この
0:33:36	3 ページの一発で僕ここに付けてる意味は特になんないってことですか。
0:33:44	三菱齊藤です。そうですね
0:33:46	一応関係する。
0:33:48	基準倒壊し、その解釈っていうのは、一応最初にばっと上げておいて、
0:33:53	そこは関係するものについて 5 ページの適合性のところで
0:33:59	選択して、利益にできるという形にしております。
0:34:04	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:06	はい、わかりました。それですね、具体的にこのこの
0:34:14	溶接部というのは結局この兼用キャスクの圧力のバウンダリになるような部分は、明日
0:34:24	の溶接部はすべて対象になるっていう、
0:34:27	送らず参加1人だったら対象になるっていう整理ということでよろしいですか。
0:34:34	三角サイトウです。はい。その後の通りです。わかりました。それで、24ページでいうと、
0:34:42	具体的なその溶接部の場所っていうのを教えてもらいたいですけど。
0:34:51	三菱の齋藤です。
0:34:53	江藤。今回の申請章ですね、補足説明資料には、具体的な別の箇所というのは示しておりませんが、このミイは24ページの図で、
0:35:06	いきますとですね、どう、どう等々のそこ行っただの。
0:35:12	この部分を分割で作る場合というのがありましてその場合は部分、
0:35:17	主、次で横切るのがかなり大きなものが出て参り
0:35:23	で、主なものはそれをごさいますと、
0:35:27	フランジのシール部の分がチケットが取りつく面ですね、ダム本体の路面本体の側と二川については
0:35:37	腐食防止のための溶接を、
0:35:40	プロセスを行いますんでそこが、
0:35:44	どういうところにます。
0:35:47	以上です。
0:35:49	す。規制庁のトガサキですちょっとその溶接部の形状とかによって度具体的にどういう溶接をするかっていうのは、
0:36:00	変わってくると思うんですけど。
0:36:02	このあれなんですかねこの型式指定ではそこまでの具体的な説明はしされないんですか。
0:36:15	三菱サイトウです。
0:36:17	はい溶接部の形状までは具体的に審査をいただくものではないと思ってます。どういうところにあるのかというのはお示しできるんですが、
0:36:27	先行設工認さんでもそうですし、
0:36:31	中間貯蔵施設側での型式でもそこまで審査では見られてないという、
0:36:39	ことを踏まえても、
0:36:42	それがあって、同じようになるのかなと思っております。以上です。
0:36:48	はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	私からは以上です。
0:36:55	規制庁松野です。
0:36:58	では 17 条の確認質問事項は以上となりますので次の 26 条の構造強度について説明をお願いします。
0:37:12	三菱 10%から、
0:37:16	それから 26 条のご説明を申し上げます。
0:37:20	1 機能、
0:37:23	一律けれども、26 条のうち構造強度の部分が 51 ページ。
0:37:29	から、
0:37:31	59 ページにかけてになります。
0:37:36	51 ページですけれども、26 条のですね、
0:37:41	規則の 26 条第 2 項 6 号、
0:37:44	なりますけれども、こちらの要求、
0:37:47	がですね、キャスク本体その他キャスクを構成する場合は、
0:37:52	西尾される温度、放射線荷重その他条件に対し、
0:37:56	適切な材料工場構造であること。
0:38:02	このうち、材料の部分に関しては、
0:38:05	以前ご説明した長期健全性に、
0:38:08	対応しますので、ここでは構造強度の部分について、
0:38:13	お示しということになります。
0:38:16	構造強度に関する基本設計方針ですけれども、記載通りですね、金属キャスク構造規格等に基づき、設計をするということになります。
0:38:29	本設計方針に基づきまして
0:38:33	生んで評価を行っております。
0:38:37	なぜ評価ですけれども、
0:38:39	安全機能を確保するために必要な構造強度部材、
0:38:43	これが金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足する。
0:38:49	坑道有していると、いうことを確認しております。
0:38:55	構造強度評価ですけども、安全機能を確保するために必要な強度部材ということで、表に示しております。
0:39:03	現在、同 1 部丹治牟田トラニオンナイトウ、
0:39:09	バスケットプレート等を対象としておりまして、
0:39:13	この辺を示す適用、
0:39:16	不具合の
0:39:17	分類。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:20	に応じまして、
0:39:21	評価を行っています。
0:39:24	これ器具キャスク構造規格にあるものは金属キャスク構造規格をに従ってやっているんですが、
0:39:31	バスケットプレートにつきましては、
0:39:33	アルミニウム合金製でございます、
0:39:36	金属キャスク構造規格に規定される材料を用いて、
0:39:40	いない。
0:39:41	駄目。
0:39:42	使用済みの事業施設に係る型式指定を受けた評価方法を用いております。
0:39:53	プランに記載しております通り、これらの評価分に対する、
0:39:58	適用規格等ですね設定については、もう、先ほど申し上げた先行設工認、
0:40:06	書類の中央ろうきんと同じ。
0:40:08	なっております。
0:40:11	次、52 ページ、お願いします。
0:40:19	このページでは、構造強度部材の構造強度評価について、
0:40:25	説明を、それもあし、
0:40:30	5 ページにはですね構造強度評価を行っています代表事象、
0:40:35	について示しています。
0:40:38	代表事象ですけども、
0:40:41	ここの表の赤枠、
0:40:44	シミズ事象が代表事象です。
0:40:49	MST24PS型の児童施設。
0:40:53	その中でのハンドリングフロー。
0:40:55	に基づきまして貯蔵施設内、
0:40:58	それから試験時、
0:41:00	において設計上考慮する事象、
0:41:04	これのうち、過剰条件等をかんがみまして代表事象というのを選定しています。
0:41:11	表の一番左にあるのは設計時と呼ばれる事象ですけども、
0:41:16	これは金属キャスク構造規格に基づきまして、最高主圧力が付加されている状態。
0:41:23	そして代表事象に含めています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	次にですねこの右側の
0:41:32	供用状態Aと書いてある分離しておりますのは、水平姿勢での積み上げ自重同時
0:41:40	ます。
0:41:42	供用状態っていうのは、
0:41:44	逆の
0:41:46	システム変わる負荷の状態を入れるんですけども、
0:41:50	供用状態Aっていうのが、その機器のですね主な機能を満たすべき、その使用状態、
0:41:58	使用上の圧力とか、機械的荷重が付加された条件、
0:42:02	ある状態になります。
0:42:06	この中でちょうど施設Ⅱにおける、ちょうど前の準備作業時というのがありますけども、
0:42:12	この事象というのは
0:42:15	この状態というのは、1 法人、
0:42:17	包絡される荷重条件になりますので、ちょうど図に包絡されるとして代表事象とは増えております。
0:42:26	ミイ伏見ヤノ試験時というのがありますけどもこれは製造時におきまして、開発試験の圧力がされている状態。
0:42:36	これらの代表事象における評価部位の、
0:42:41	ちょうどですね一番下の行に示してまして、
0:42:46	設計時と試験につきましては、ちょうどプラス行動住宅では病気のみが対象と。
0:42:53	なりますので、部局のみが対象。
0:42:57	それ以外の代表事象については、衛藤病気加えて、バスケットラニオン、中間胴、
0:43:04	二分される部材を評価対象としております。
0:43:11	13 ページ。
0:43:16	お願いします。
0:43:22	共同計算の方法についてご説明するページです。
0:43:27	53 ページには
0:43:29	同 1 部高畠とか%市田Vカバープレートボルト、それから二次蓋二次蓋ボルト、
0:43:36	についてです。
0:43:39	これらの部位ですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	先ほど申し上げた通り金属キャスク構造規格の三木沖を適用し、
0:43:47	まず、設計上考慮すべき荷重としましてはこの真ん中の下にあります、
0:43:53	松尾空
0:43:55	の荷重、自重による果樹
0:43:57	ボードの初期締付力、つり上げ荷重、荷重の組み合わせを考慮して評価をしています。
0:44:04	無効評価ですけども、ABAQUSコード。
0:44:10	を主に使いつつ、あと、
0:44:13	その部分的な構造公式を使って評価をしております。
0:44:18	評価のフローはですね、一番左の
0:44:22	導入、示すような、
0:44:24	関係がありますけれども、
0:44:26	病気は応力評価に加えまして一部評価を行うという。
0:44:34	んが、
0:44:36	次、54 ページお願いします。
0:44:43	50 ページがバスケットプレート、
0:44:46	についてです。
0:44:48	バスケットプレー等ですけども、こちら金属キャスク構造規格のバスケットの評価というのがありますけれどもこれを参考としまして、
0:44:57	設計上考慮すべき荷重の組み合わせを考慮し、
0:45:03	具体的な評価については、使用済み燃料貯蔵施設に係る型式。
0:45:07	設計特定等の話を受けた評価に準じた評価を行っております。
0:45:15	評価のフローは左のようになっておりまして、
0:45:18	こちらについては応力評価のみで、うん。
0:45:23	評価について、そしてそのディベート能力評価については、構造公式の用いております。
0:45:31	55 ページ。
0:45:38	ん。
0:45:40	強いてトラニオンをですね、
0:45:44	評価を行います。
0:45:46	それについては、10 億トラニオンと3 日分とか、
0:45:52	うん。
0:45:53	この二つがございますが金属キャスク構造規格のトラニオン。
0:45:58	を適用しております。
0:46:01	設計上考慮すべき荷重の組み合わせというのが、になりますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:06	ちょうど積み上げに対して、地震による回収と、あと積み上げ荷重木場荷重と、
0:46:13	ところが、関係します。
0:46:15	N数については、大城。
0:46:18	に所属してる部分と熱、熱膨張による応力というのを考慮して評価をしています。
0:46:25	この評価フロー、一番左側のフローになってますけれども、
0:46:32	応力評価とですね、疲労評価を行っています。
0:46:36	へえ。
0:46:38	評価ですけども構造公式に先生手持ちで評価しております。
0:46:45	次に 56 ページ。
0:46:47	んがですね。
0:46:50	該当は 3 番、それから、多分中性子遮へい材カバーと定義中性子遮へい材カバー、
0:46:59	うんこチラーこれらの場合には、金属キャスク構造規格の中間胴、
0:47:04	5 の規格を適用して、荷重を組み合わせ、
0:47:09	行っています。
0:47:12	評価フローは左に示す通りでして、
0:47:16	こちら、この応力評価のということになります。
0:47:21	評価方法、評価ツールはですね、安波賀数コードで、
0:47:24	を用いております。
0:47:28	57 ページお願いします。
0:47:35	次にも力解析に用います解析行動についてです。
0:47:41	構造強度評価においては、先ほどのページでご説明した部材のうちですね、2 部容器として評価する。
0:47:51	衛藤一部たち治具だV20 だと 25 と。
0:47:56	それから中間ろうとして評価する該当サブタン番、タグが中性子遮へい材カバー、
0:48:03	これらの応力解析にABAQUSコードを用いています。
0:48:08	ABAQUSコードですけども、こちら、
0:48:13	ですね。
0:48:14	妥当性の検証としまして、
0:48:16	運営、
0:48:17	MSF14PS型のプロトタイプ型となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:23	ミスキャストの落下試験モデルを用いた落下試験により、落下時において検証されておりました、
0:48:32	十分適用性を確認しております。
0:48:36	それからこの構造については右的な特殊新規性は全くなくてですね。
0:48:41	委員会での実績が豊富な構造となります。
0:48:46	そして構造、構造強度の計算結果ですけれども、
0:48:51	パワーポイント資料上はですね、58 ページと 59 ページに、
0:48:58	架空での、
0:49:00	要求、
0:49:02	河本ですね。
0:49:04	あと、それに対して、
0:49:05	許容基準、
0:49:09	結局適合性書けたと。
0:49:12	ということで、
0:49:13	事象が六つ、
0:49:17	ございまして、あと、評価部位も多く、
0:49:20	かなりこのページの表にあります数字のようになりますので、
0:49:26	当然申請書には記載しておりますがちょっとここでは、評価項目を並べている形にさせていただいてますが、規格で要求されるものに対してすべて
0:49:37	業種ということは確認しております。
0:49:43	国分委員のですね強度に対する、
0:49:48	規定される教育基準というのが満足されているということを確認してますので、
0:49:54	安全機能を確保するために必要な強度部材というのは十分な強度を有しておりますから、
0:49:59	36 条の構造にかかる、90 分、適合していると判断してございます。
0:50:09	そのあと、
0:50:11	補足説明資料、
0:50:13	そうですね。ええ。
0:50:15	申請書の一部ちょっと抜粋をさせていただいたもので、
0:50:20	説明を少し補足させていただこうと思いますけども、
0:50:24	まず最初にアノさん、右上に参考資料、
0:50:28	3 と書かれた
0:50:32	申請書の添付書類のものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:34	資料ですね、こちら、
0:50:36	もうちょっと、
0:50:37	もうちょっと抜粋して、
0:50:41	FEMの
0:50:45	荷重条件、
0:50:47	評価条件を少し補足させていただこうかなと思います。
0:50:51	資料のですね、
0:50:56	右下、
0:51:03	147 ページ。
0:51:13	147 ページです。
0:51:15	第 3 のポツというのがあると思いますけれども、
0:51:20	先ほど代表事象として取り上げた。
0:51:23	四つの
0:51:25	条件のうちの一つの貯蔵時の条件になります。
0:51:31	キャスク食うがですね横置所蔵豆横尾規制になっておりまして、
0:51:37	荷重条件が矢印 1 日で示しております。あと拘束条件ですが三角で、
0:51:44	すいません。
0:51:46	考えている数ですけれども、左下に書いておりますが、まずFIWって書いてある内部収納物の慣性力というのがあります。
0:51:58	FEMモデル上はですね、この金融キャスクの中に入るバスケットと使用済みの集合体というのを、
0:52:05	形状をですね、モデル化するのではなくて、荷重値として、入力しますので、
0:52:12	重さに重力加速度を掛けたものが慣性力として入ってくるので、
0:52:18	ちょっとこの数字というのはそういう数字。
0:52:22	で、あと圧力関係ですけども、富井黒木の外圧力というのが、このキャスティング中に入って書いてあるんですね。
0:52:30	負圧がかかります。
0:52:33	それから、蓋間圧力一部とか水田の間にかからず、パーティー
0:52:38	に、
0:52:41	それからPSRPRPTRBRというのが、中性子遮へい材充填部の圧力、
0:52:48	でございます。
0:52:50	事前謝礼材っていうのはネジでできておりまして、熱が入りますと、死亡帳するというので、空間が設けられてますけども、傍聴者分空間が圧縮されて熱い形ということになりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	それを考えた努力というのをに入れております。
0:53:08	残りがですね、蓋のボルトの締め付けるということで、ちょっと一部高見付けたと。
0:53:13	こっちの予算全部たのをシミズけるっていうのを考えたものが、補助条件になります。
0:53:21	あと拘束条件ですけども、三角の印で示しておりますが、
0:53:27	まずですねトラニオンで、不足をバックしております。
0:53:30	ですので、下部のトラニオンですね、を全周固縛する形にしておりまして、あと上部側はですね上から押される形にしますので、ちょっと上盤を補足させていただいて、
0:53:43	あと本体側の上部の本体は
0:53:46	下部上部、下側になるんですけどもこれは檀ミイになりまして、
0:53:51	上部の
0:53:53	該当の一番上の部分での
0:53:58	できない。
0:53:59	向こうから拘束するという条件で評価を行っております。
0:54:08	もう一つ、
0:54:10	試験での、
0:54:12	境界条件について、
0:54:15	示したいと思えますけれども、
0:54:20	土佐、この資料の 162 ページになります。
0:54:26	先ほどの貯蔵時っていうのが予告でして、吊り上げ時も、
0:54:31	沖で上なんですけど、
0:54:33	具志堅李というのは家庭をキー。
0:54:36	になります。
0:54:41	で、
0:54:43	取りついているモデル化している部材ですけども、本体、
0:54:47	加えまして、家負担の目がついている状態。
0:54:50	ブータンフィルターが書かないのがアノ試験時の状態になりますので、
0:54:55	その状態のモデル化をしています。
0:54:59	かかる荷重としましては燃料集合体が入ってない状態ですので、
0:55:04	中で、あと最高使用圧力の 1.25 倍のですね圧力をかけて試験をするわけなんですけども、その圧力を加える。
0:55:14	ということと、あと 20、それから、
0:55:17	冒頭の締付。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	が入った状態というのが、
0:55:22	治験時の、
0:55:24	思います。
0:55:30	ちょっと簡単でしたけども、境界条件を説明させていただきまして、
0:55:35	もう 26 条については、
0:55:39	説明資料の 1-3。
0:55:42	がありましてそちらでも、
0:55:44	方で貯蔵 30 他の健全性について、
0:55:48	説明をさせていただきたいと思います。
0:55:51	資料 1-3 の、
0:55:55	別紙の 3 になります。
0:55:58	右下で、
0:56:00	2 社ページで、2、
0:56:03	どうですか。
0:56:06	右下 23 ページ。
0:56:14	えっと、
0:56:16	先ほどまでご説明してきましたですね。
0:56:19	許容値と評価、構造健全性評価では、モデル化上ですね、貯蔵時とで すね
0:56:29	13 時ぐらいがつかますので、そういった状態でのモデル化をして、
0:56:34	評価を行っていましたがけれども、
0:56:36	評価、
0:56:38	部位としてちょうど 30 だということを挙げておらずですね、申請書の方にも ちょうど 30 度の変遷の結果は含めていません。
0:56:48	この補足説明資料にはその中 30 度の評価結果というのを、
0:56:54	含めているんですけども、
0:56:56	衛藤です。
0:56:58	3 ページの概要のところに、
0:57:00	続いてますが、ちょうど 3 セクターですけども、
0:57:04	これ週間車体を装着するために必要な部材、
0:57:08	ということで、
0:57:10	24 ページを見ていただければと思うんですが、
0:57:15	授業緩衝体、0 と書いてますけれども、償還主体を、
0:57:19	安く、
0:57:21	うるさいんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:22	そういう三次蓋がないと。
0:57:25	変わらないオクんです。
0:57:27	それで、
0:57:28	30 メーターがそのために必要である。
0:57:32	いうことで、
0:57:34	安全機能上の評価においてですねちょうど 30 分今フォローしておりませんので、
0:57:41	その機能を確保するために必要な部材ではないと。
0:57:44	いうことで、
0:57:47	環境の評価としては、
0:57:49	申請書に書いてないってということになります。
0:57:52	型式証明の際にですね、
0:57:55	それから
0:57:58	一定の評価は必要だということが、
0:58:00	ありましたので、
0:58:03	今回ちょうど 30%の代表事象、
0:58:06	抜ける構造的性、
0:58:07	危険性とかを入れているということで、
0:58:11	この 23 ページの、
0:58:15	1 ポツのですね、後半の部分。
0:58:18	段落目に書いておりますけども、
0:58:21	この舞台っていうのは、金属キャスク構造規格、
0:58:26	日本で分類がないような部材になります。
0:58:30	ので、どういった基準に基づいて、共同確認をするのかというのが、
0:58:36	あるんですけども、今回ですね、金がないので、
0:58:40	参考として勤労パスコード近くの病気の絵を流布評価を使って実施しております。
0:58:50	頁 25 ページ。
0:58:52	決めますけれども、
0:58:54	高強度評価の、
0:58:56	解析対象とする事象ですが、
0:58:59	別紙 3-1 の表、事象、
0:59:03	代表事象ということで、黒木で、
0:59:07	取り上げた事象ですね、保健所とちょっと一つだけの事象とか、
0:59:12	しています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:14	解析をする箇所ですけれども、右下 26 ページに、
0:59:21	書いてある、13 時だと、資料 30 たボルトについて確認をしております。
0:59:28	27 ページいただいて、別紙 3-3 というのがありますけども、
0:59:34	ちょうど 30 の能力評価のフローということで、
0:59:38	こちらについては先ほどご説明したニューヨークとかにおいてもちょうど 3 洪田をモデル化しておりますので、
0:59:46	同じモデルを、また同じモデルを使って、ABAQUSコードによって評価をしております。
0:59:56	途中、評価条件とか、少し割愛させていただきますが、
1:00:01	評価結果評価時。
1:00:04	そうですね。32 ページに入っております。
1:00:07	13 時間のチューブと、あと短日ボルト、
1:00:12	能力を拾って、
1:00:14	思います。
1:00:17	評価結果ですけれども、33 ページ 34 ページ。
1:00:22	それを入れております。
1:00:24	企業行動計画の、
1:00:27	室井沖野。
1:00:29	豪雨、オオクボに向けた降雨を参考に設定しまして、評価をして、
1:00:36	でございます。ほとんど、
1:00:40	いわゆる設計時に関しては日本からないということで、
1:00:44	非常に複雑となっております、調査結果についても、
1:00:48	むしろ問題がないということでございます。
1:00:55	はい、えっと、26 条の共同説明以上でございます。
1:01:02	はい規制庁松森です。では確認質問事項に移らせていただきますけども、
1:01:09	ちょっと私の方から、
1:01:12	確認がありまして、
1:01:15	河野。
1:01:17	52 ページ目。
1:01:19	なんですけども、
1:01:22	ここ増強事象ってということで、代表事象が、
1:01:29	予定されてるんですけども、
1:01:32	ここで
1:01:34	設計条件供用状態試験状態。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	なぜこの
1:01:44	それぞれ、
1:01:45	赤枠で囲ったところが、
1:01:48	代表事象として選定された。
1:01:52	その辺の流れというか考え方が、
1:01:55	ちょっとわからないんですけども。
1:01:59	この、
1:02:03	設計条件で、
1:02:07	これが選定された理由っていうのは、今注釈で、
1:02:12	キャスクの構造規格に基づいて代表事象とするっていうことが書かれてあるんですけども、
1:02:18	設計条件はもう、
1:02:21	構造規格で明確に、
1:02:23	書かれているっていう理解。
1:02:25	でよろしかったでしょうか。
1:02:30	はい、三菱齋藤です。
1:02:35	もう一度説明させていただきます。衛藤。
1:02:39	まずこのパワーポイントの、
1:02:42	冒頭に書いてます通り、ハンドリングフローに基づいてちょっと施設の中で、
1:02:47	の様態というのを、
1:02:51	占拠して、その中から、
1:02:53	設計上副事象というのを、
1:02:55	点検して、
1:02:57	で、
1:02:58	すいません、ちょっとハンドリングフローについては直接的な資料に含めておまして市野。
1:03:04	資料 1-3 のですね、
1:03:07	右下 10 ページ。
1:03:10	なります。
1:03:13	図としては、別紙 1-1 図ということで 1 枚だけなんですね。
1:03:17	緩衝体を、
1:03:21	つけた状態で貯蔵してしまう。
1:03:24	運んで参りまして、
1:03:27	それがこれら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:31	等で反映されてくるわけです。
1:03:33	その状態から、クレーン等で吊り上げて、所定の場所に、
1:03:40	移動して、
1:03:41	そこにクレーンで、
1:03:44	次おろすと。
1:03:47	そのあと、ちょうど
1:03:50	前の作業ということで準備作業がございまして、
1:03:53	一つ等ちょうど、
1:03:56	各議長どうする際というのは、緩衝体をつけた状態で運んできて、手はずしてから立て起こして、
1:04:05	新居さんに豚は外してとかいう、複雑な作業があるんですけども予告の場合は、もうここで入ってきて横で注意をするという、あまり工程の内、
1:04:16	いう状態になりますんで大きな工程としてはこれやります。
1:04:20	このうちですね、
1:04:23	さっき申し上げた準備作業時というのはちよろう時に見込まれますんで、それ以外の事象として、材料が、その線、
1:04:33	心底事象とパワーポイントで書いてますけども、
1:04:36	選定事象として抽出をしてきていると。
1:04:40	で、設計時というのがありますけども設計時というのは、このフロー上に出てくる状態というかは、金属キャスク構造規格で要求がある所になってまして、
1:04:50	パワーポイントの説明欄にも書いていますが、最高使用圧力が付加されている状態という定義づけがされてますので、この所、この圧力が加わった状態で評価を行う。
1:05:02	ものが、規模にかかわらず、必要になってくるものになる。
1:05:07	あと試験状態っていうのも金属キャスク構造規格で、
1:05:13	野地所長として取り上げることが求められていまして、これも、
1:05:19	代表事象に含めているということでございます。
1:05:23	以上です。
1:05:27	規制庁松野です。
1:05:29	あれハンドリングフローで、
1:05:33	輸送容器で贈与緩衝体から貯蔵用緩衝体に。
1:05:39	鳥居。
1:05:41	外し取りつけているところのハンドリングフローも、
1:05:45	踏まえた上での代表事象ってことですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:52	三菱重工齋藤です。はい仮称田井についてはどういう形で、
1:05:57	どういう緩衝体を付けて輸送されるかといういろいろバリエーションあると思 いまして、
1:06:01	ちょうど用緩衝体をつけたまま来る場合もありますしそういう場所という のが、
1:06:06	作った状態で運ばれる場合もあるかなということで入っております。その 取りかえの部分に関しても、
1:06:12	準備作業に含まれるというふうに考えております。以上です。
1:06:18	はい。
1:06:20	あと供用状態、これ、A、
1:06:25	の中で、
1:06:28	それでこつり上げ。
1:06:30	所同時とあって、このつり上げで言うこの加速度の 1.3Gっていうのは、
1:06:38	何か、
1:06:40	考え方とかあるんでしょうかこれ。
1:06:48	はい、技術部、柴崎です。
1:06:51	こちらの数字の根拠に関しては、
1:06:54	申請書の添付書類になっておりまして、
1:06:58	先ほどご説明した参考資料 3 のですね、
1:07:04	右下 58 ページ。
1:07:08	右下 58 ページです。
1:07:12	共同計算書の共同計算の方針書というもの。
1:07:17	なんですけれども、こちら第 5-1 表代表事象というところのですね中一 井です。
1:07:26	うんちゃ吊り上げ荷重にし、
1:07:28	引っかかっているんですけども、
1:07:31	目先受スペースがたまって参事の下方向の監査役をさせた場合の荷重 であるということで、
1:07:37	荷重の
1:07:41	根拠ですけども、金プラス行動地殻の中に解説Ⅱがございまして、そこ で特に構造規格に基づいた式で、
1:07:50	評価をするというところの解説がございまして。健康度規格ではですね、
1:07:55	この加速度というのが所有係数と作業係数というものを掛けたものに 合わせたもので算出がされますので、今回である組織で評価した数字 と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:06	ということで、
1:08:09	設定しているものになります。
1:08:11	以上です。
1:08:14	規制庁松江です。
1:08:16	わかりました。
1:08:21	阿藤。
1:08:24	パワポ資料の 58 ページ目 59 ページ目に、
1:08:29	評価について、
1:08:31	書かれておりますけども、
1:08:33	これもパワポ資料に少し定量的な対応、
1:08:37	ちょっと記載をお願いできればと思いますけども、
1:08:41	いかがでしょうか。
1:08:46	三菱斎藤です。
1:08:48	これも、これが一番非常に量が多いものになりますけれども、
1:08:55	事象をちょっと、
1:08:58	事象一つ例を挙げて、
1:09:00	形、
1:09:03	いう形にさせていただければと思いますいかがでしょうか。
1:09:11	今後、
1:09:13	多分このパワポ資料は、その会合、
1:09:16	この場でも多分説明する資料として使われるかとも思うんですけども、
1:09:22	大体このIV資料で説明する際は基本ポイントポイントを説明して、
1:09:28	でも、
1:09:30	基準に満足してるのが、
1:09:32	一目でわかりやすく見ればわかるようになっていうところが、結構重要かと思
1:09:38	いますので、
1:09:44	そういった観点では、結構定量的に数値を示すことは重要かと思
1:09:53	いますので、
1:09:57	その点は綺麗じゃなくてすべてでお願いできればと思いますけども、い
1:10:05	かがでしょうか。
1:10:09	三菱サイトウです。はいそうします等、ちょっと、
1:10:09	森野、いたずらにふやすのはあるかなと思います。見にくくなるのかなと
1:10:09	思いましたんで、部位ごとに、一番、
1:10:05	理由が少ないような結果っていうのを、
1:10:09	それを抜いてくるような形で、あまり多くならないような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:13	上で、
1:10:15	こういうようなことを考えたいと思います。以上です。
1:10:19	すごいちよっと記載の工夫をお願いできればと思います。
1:10:23	私からは以上ですけども。
1:10:25	他、
1:10:27	確認質問がありましたらお願いします。
1:10:35	規制庁サクライですけど基本的なことをちよっとお聞きするんですけど、他の 26 条のところの、
1:10:43	構造部材の強度評価、
1:10:48	途中で、
1:10:49	さっきの野辺江藤資料 1-2 の 13 ページの中で、
1:10:55	別紙 1-1 表にも記載はないんですけどこれ 30 分だとか外してる理由。
1:11:01	を教えてください。
1:11:24	ちよっとお待ちください。
1:11:46	あ、すみません、板井です。もう一度資料 1-2 とおっしゃいました一ノ瀬さんでよろしいか。
1:11:53	すいません、今 26 条の話なんですけど、26 条の持つてる資料 1-2 の別紙 1 で見た。
1:12:05	ちょうど 26 条の部分の、
1:12:08	今日はあるじゃないですか、1-1 表に。
1:12:13	高齢で 30 分が入ってない。
1:12:18	理由なんですかねという質問です。
1:12:23	はい、三菱齊藤です。
1:12:27	26 条で、評価対象とする時代というのは
1:12:33	別紙人事表にも書いて、さっきの理由っていうところに書いていると、四つの安全機能を確保するために、実は今日、今日胴部構造強度部材、
1:12:47	江藤曾我管理部たですけども、
1:12:51	型式試験の安全機能上の評価と津波機能評価では、
1:12:57	上の、
1:13:01	どうか。
1:13:02	少しですね、必要な部材として考慮はしてないんですね。
1:13:06	印可
1:13:09	それから衛藤遮へい閉じ込め、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:13	除熱に関しては 10 万所帯をつけたほうが温度が高くなるということで、その方をつける。
1:13:23	すべてを高く評価することが必要なので先ほど、鶴田光田部隊ということをつけておりますけども、
1:13:31	別に機能は維持するために必要な部材としては
1:13:36	ではないと、ということになりますので、評価対象会にしています。
1:13:41	ですが先ほどご説明した評価というのは緩衝体をつける上で必要な問題になって、
1:13:48	それが壊れるということであっては関西がつかれなくなってしまうので、
1:13:55	評価を直接の中にさせていただいたということになる。
1:13:59	以上です。
1:14:04	すいません最後の今の補足に入れさせてもらってるっていうのは、
1:14:09	私が見てるところと違うがちょっと知りたい。どこの部分ですか。
1:14:13	補足のこのあれですか。
1:14:17	何、何ページです。
1:14:20	三菱さん、江藤先ほど説明した資料 1-3、資料 1-3 の、
1:14:28	で資産減っている。
1:14:30	西田は 23 ページから、
1:14:35	34 ページにかけて、
1:14:39	別紙 3 の健全と 30 負担の構造健全性についてってところですよね。
1:14:49	はい。
1:15:21	ただ、
1:15:36	そうかどうか。
1:16:33	でちょっと気すいません気になってたのは、今、参考資料 3 として出している申請書のほうの資料 5 の方で、添付書類 5 の強度に関する説明書で、
1:16:45	例えばですけど、6、通し番号の 62 ページとかで、
1:16:50	物性値としては参事ぶたの部分は出してもらって、つけてたり、
1:16:57	するんです。
1:16:59	けどこれはやっぱり、
1:17:02	計算するには必要だからってことなんですかねたと、例えばですけど、
1:17:11	三菱のサイトウですけども、
1:17:15	そうですね強度評価上、
1:17:18	見込みを基として評価する部分と、中間胴として評価する部分。
1:17:23	について、強度評価を行うために、衛藤、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:28	30分もモデル化をしています。モデル化する理由っていうのは、
1:17:34	実際に使う部材ですので、つくことによって、やつが熱荷重が入った際に、
1:17:44	この温度差なり、材料の
1:17:46	特性、熱膨張の差で熱応力が生じることで、ちょうど30分たっているのは、ついていることによって少なからず影響があるので、そのあたりはその影響っていうのをしっかり考えておかないといけないという判断をして、モデル化の方をしています。
1:18:02	以上です。
1:18:14	何となくこう理解していきます。
1:18:17	何かやっぱり、
1:18:23	そうです。
1:18:25	何かわかりにくいんですね。
1:18:33	夫婦
1:18:43	ここ
1:18:55	そうです。
1:18:58	ではこの資料1-3の別紙3のところで補
1:19:04	構造部材としては使っていないんだけど、ここの中では一応評価をしたって、
1:19:11	いうことで載せていただいていると思うんですけどそこら辺の所蔵予算で豚の扱いについて三菱Cの
1:19:21	考えをちょっとちょっと明確にさせていただいて、減らし、うん。
1:19:26	ものとしては、
1:19:28	安全機能とかも出せないんだけど、実際、緩衝体とかつけるにあたっては必要なものだから例えば除熱のところでは、保守的にするためには入れてたり、でも他のところではいらぬものだから、
1:19:43	つけてなかったりとか、そこら辺はちょっと別紙3の中でいいのでも、もうちょっと明確に記載いただいてもいいですかね。
1:19:55	そうしたいと思います。
1:19:57	了解しました。
1:20:10	規制庁、松野です。
1:20:13	ちょっと1. 基本的なところを、
1:20:18	教えて欲しいんですけども。
1:20:20	この、
1:20:23	例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:26	パワポ資料の 53 ページ目で、
1:20:32	53 ページ目から 56 ページ目まで、
1:20:35	それぞれの、
1:20:37	評価部部位ごとの、
1:20:39	評価、
1:20:41	その内容が書かれてるんですけども、
1:20:44	ここで、その評価に用いる解析、
1:20:48	行動、
1:20:50	例えば 53 ページ目であれば、
1:20:53	アバカスと、
1:20:54	高度公式と書かれてあって、
1:20:57	54、5556 なんと。
1:21:02	それぞれ、
1:21:06	構造公式を用いるものもあれば、
1:21:10	ABAQUSのみ。
1:21:13	解析コードも聞いているところもあるので、
1:21:16	ちょっとその辺りその評価部位とその解析コード解析。
1:21:22	との関係で、ちょっと考え方とか、
1:21:26	説明をお願いできますか。
1:21:36	はい、小さい町です。
1:21:40	ちょっと資料を使って、
1:21:43	添付書類を使って説明させてもらおうと思います。参考資料 3、
1:21:49	お願いします。
1:21:55	まず、密封容器ですね、僕預金の計算ですけども、
1:22:02	利益の計算、
1:22:04	多少はですね。
1:22:06	32 ページから、
1:22:09	クニシ社も、
1:22:10	132 ページ。
1:22:12	ちょっとめくっていただいて、
1:22:22	所蔵時の一番載っています。
1:22:27	145 ページ。
1:22:30	さらになります。
1:22:35	3.3. 2 の計算方法ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:40	渋谷 洪田、同こういう一部分と二次蓋号が、ABAQUSコードで計算しますと、
1:22:50	しております。
1:22:52	246 ページのモデルで評価を、
1:22:57	評価です。
1:23:00	で、
1:23:02	148 ページ。
1:23:05	いただくと、カバープレートとカバープレートVがありまして、カバーとかプレートVは、計構造方式というアノ及び評価式で、
1:23:18	計算します。
1:23:22	病気が、
1:23:27	以上です。
1:23:28	あと、
1:23:30	学校は、
1:23:33	公務になりますけども、バスケットバスケットの計算
1:23:39	書がですね、183 ページ以降になります。
1:23:44	竹井さん。
1:23:47	ですね、ちょうど法人で 191 ページ。
1:23:52	下にあります。
1:23:55	バスケットはすべて応力評価になりますが、
1:24:00	構造方式で報告を出しています。
1:24:07	あとトラニオン
1:24:14	シバを来年は、
1:24:18	196 ページ以降になりまして、
1:24:22	具体的な計算が 201 ページからになります。
1:24:30	こちらでも能力評価は手計算能力評価コード方式を用いています。
1:24:42	で、あと、
1:24:45	伊賀イトウ。
1:24:46	イトウの。
1:24:48	計算書が、
1:24:50	226 ページ。
1:24:55	はいまして、
1:24:58	ナイトウ等の、
1:25:02	計算が 232 ページ。
1:25:07	2、ちょうど図の計算結果。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:10	計算方法を持っていますが
1:25:13	決算フォーさんと国と国の計算方法のところにIGポート赤司に行く。
1:25:19	ということですね。
1:25:21	街灯とかですね中性子遮へい材カバー、随分ABAQUSで応力評価を行っています。
1:25:28	青カセを使うものは入戸容器のうち、カバープレートとカバープレートV除くもの。
1:25:36	それから、
1:25:38	該当修正者以外は下部看板がABAQUSコードで応力を計算する。
1:25:44	バスケットラインは残って計算できました。
1:25:50	あと、疲労評価っていうのは、
1:25:54	日報、ちょっと欄にはあります。
1:25:58	指導評価に関しては、すべてとって計算、
1:26:04	行動方針に従って計算になります。
1:26:10	ネット容器に関しましては容器ですね、疲労評価を行わなくていいということが金属キャスク規格で、
1:26:18	ございまして一定の条件を満たせば評価というだというので、よく面ですね、評価不要であるという説明で、
1:26:27	行っていますそれが 165 ページから、
1:26:33	僕、
1:26:36	170 ページで、
1:26:38	行っています。
1:26:42	はばか数コードなり、構造公式なりで、
1:26:46	暴力をですね。
1:26:48	算出してきた結果を、
1:26:51	使いながら、
1:26:55	広岡っていうのは変わってくるんですね。まず、容器自体は広く学校であるという、
1:27:02	で
1:27:04	ボルトですね、暴力については不要とせずにしろ解析を行っております、
1:27:10	171 ページから、
1:27:13	もう、
1:27:15	100、
1:27:17	79 ページにかけて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:19	ボルトの疲労評価をしています。
1:27:22	うん。
1:27:25	あと疲労評価を行っているものとしてとらんやがあります。
1:27:30	トラニオンに関しては費用、
1:27:36	行動公式を使って、事業キャスクでやっています、
1:27:40	217 ページから、
1:27:46	225 ページ、共同化を行っています。
1:27:52	以上です。
1:27:56	規制庁松野です。
1:28:00	そ、そのABAQUSコードを用いて応力計算するのはもう、キャスクの部 位ごとで、
1:28:09	もう決まってる。
1:28:11	という理解でよろしかったでしょうか。
1:28:17	はい。
1:28:18	藤です。
1:28:20	あと疲労評価については、
1:28:23	ボルトについては、
1:28:24	要否を判断せずに、
1:28:27	評価をされてる。
1:28:30	そこはもう要否の判断。
1:28:35	は必要ないってことなんでしょうか。
1:28:40	三菱サイトウです。
1:28:43	従来、
1:28:45	からですね、マボルトに関してはその疲労評価が不要となる判断。
1:28:51	が、少し複雑になるというのもございまして、
1:28:55	従来からですね、もう法律に関して広くするという事で、以前、全然問 題ない結果になるんですけども、
1:29:02	そういうことでやってきています。
1:29:05	以上です。わかりました。
1:29:08	私からは以上です。
1:29:18	規制庁のトガサキです。
1:29:22	パートの 50、
1:29:25	要は 2 ページですね 52 ページの、
1:29:28	この供用状態A-Aを選んだ理由なんですけど、
1:29:36	金融部んキャスクの構造規格とかでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:40	何かそのAからDまでのその表とかがつい、ついてるんじゃないかと思うんですけど。
1:29:48	Dは、供用状態Dについてはその地震とかですね自然現象とかそういうそういうところで、
1:29:58	評価するっていうのを書かれてるんですけど。
1:30:01	供用状態BとかCというのは
1:30:05	どこで評価をされ、することになってるんですか。
1:30:13	三石サイトウです。
1:30:16	供用状態。
1:30:19	2ですけども、
1:30:24	今回は、
1:30:26	言ってませんで、
1:30:28	あと、Cっていうのはもう、
1:30:31	Dがですね地震において、Ss地震力の時に使うものなんですけど、CTのSDの時に使うものでして、これも今回使わないんですっていうことです。
1:30:42	供用状態。
1:30:44	2なんですけども、Bっていうのは
1:30:51	経緯を、
1:30:53	金融プラス等比較の定義ですとですね
1:30:58	機器が損傷を受けることなく、健全性を維持しなければならないと設計仕様書で規定された圧力、機械的荷重が付加された条件がある状態ということで、
1:31:08	通常の町道取り扱い時の状態ではないんですけども、
1:31:16	軽微なですね想定上あり得るような事象、
1:31:20	よく客数は町道、
1:31:23	室の中では
1:31:26	ちょうど場だ上にですね、
1:31:29	キャスクを置くときに、
1:31:32	想定してる。
1:31:34	動き方ではなくて、クレーンが異常な動きをして、
1:31:38	図面なりにガツとぶつかるような状態ですね。
1:31:43	そういった
1:31:44	想定はされるけども、非常に検量線に影響が出ないような状態で、供用状態っていうのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:52	ちょっとすることがあります。
1:31:57	今回その件ですね施設の
1:31:59	もう、
1:32:00	具体的な取り扱いであったり、
1:32:03	あと、ちょうど和田伊井。
1:32:08	載せて、
1:32:09	設置するにあたってはちょうど話題の、
1:32:14	状態で当たりますんで、企業話題がどういう構造になってるかっていうのが、
1:32:20	そういう条件を決めるために必要になってくると。
1:32:23	ある程度仮定してすることもできなくはないんですけども、
1:32:27	それは施設内で変わる可能性があるんで、何か急状態がいいというのは、
1:32:31	今度は表示の中に復興馬頭ですね、個別の、
1:32:35	審査の中でも見ていただくものとして考えてございます。
1:32:40	以上です。
1:32:42	規制庁の藤津崎です。
1:32:44	基本的に今日中度は、施設施設側の方で見られるっていうご説明あみ見る話だっていう説明だったと思うんですけど。
1:32:57	参考資料の、
1:33:00	173 ページg。
1:33:03	を見ると、
1:33:05	供用状態Bの疲労累積係数というのも、ここに書いてあるんですけど、
1:33:12	このBというのはどういう
1:33:15	どういう状態なんでここで評価をしてるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
1:33:24	すいません今 173 ページの令和ですかね。
1:33:29	はい。衛藤。
1:33:32	金属キャスト構造、架空ではですね、この疲労評価っていうのは供用状態AとBの。
1:33:40	考えなさいっていうのが状況になっています。
1:33:44	今回指定申請の中では、
1:33:49	豊田爾見。
1:33:50	ございませんので、評価としては、のみで、の事象のみを考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:57	具体的にはですね今見ていただいている資料の 171 ページ、
1:34:02	になります。
1:34:06	冒頭の広岡井関の使用開始評価における置いて考慮する事象の解析で考慮する以上以下とするということで 1 から 4 までの実施を挙げています。
1:34:17	廣瀬の繰り返しによる影響ということで、何を何回繰り返しかということなんですね。
1:34:25	①番、燃料装荷現年度取り出し時っていうところなんですけども、これが燃料、何かCS部なんかも入れますと、
1:34:34	お客ものがあります、メール取り出すとお客様が下がりますということで、
1:34:39	日数的な方が、
1:34:42	大丈夫。
1:34:43	2 人ということで、
1:34:45	それが一つの拾うの。
1:34:47	病院。
1:34:48	それから、売上ってのは売り上げ荷重がかかるかわからない。
1:34:53	あと重畳時、常時、
1:34:55	っていうのは長期間における崩壊熱の経過ということでこれも熱が低下することで、接するようになるなり得るということ。
1:35:07	それからあと蓋間空間圧力調整ってのが、若干空間ってのはもう、
1:35:13	圧力は抜けていく。
1:35:16	ことが考えられますんで、その場合に圧力を、
1:35:18	出してですね、また負荷を上げるということになりますんで、
1:35:23	そういうのも想定してるということで実はこの設定というのはいかた施工に伊方さんと同じ設定にしているんですけども、そういう状態。
1:35:32	例として考えているものとして設定。
1:35:35	というのが、これらの事象になって、これ 2 章の疲労累積係数の、
1:35:40	というのは 1 以下にするというのが要求としてありますんで、A っていうのは、規格上の言葉を持ってきていまして、実際は A しかないんで力をしているということ。
1:35:52	でございます。以上です。
1:35:59	今、最後におっしゃったその規格のことパー所、供用状態 A 及び B っていうのを作ってるけど実際今回はキャスクだけなんで課題とかもないは申請外なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:11	実際はAのみ、
1:36:14	おっしゃってたんですけどそれは比 169 ページの方にもあってはまりますか、というか他にもちょこちょこA及びBであって、
1:36:28	三井サイトウです。はい
1:36:30	すべて
1:36:32	一貫して、同じです
1:36:35	言葉としては救助隊にっていう形。
1:36:39	近くの
1:36:41	表現に合わしているんですけど、
1:36:43	実際取り上げている事象 2 ではないので、
1:36:46	だけを使って評価をしている。
1:36:50	以上です。
1:37:23	規制庁のトガサキですけど、その金属キャスクのこういう規格を、
1:37:33	提供してやられるっていうことで、そちらには供用状態のAからDまで入っているとしますので、先ほどご説明していただいた内容で結構なんですけど、
1:37:46	Cは、
1:37:48	想定はありませんというのと、Bについては施設側で耳見るっていう話ですね。
1:37:55	あと、先ほどノダAとBを、
1:38:01	考えても大丈夫ですっていう記述のところは、このだけを見てますっていうのがわかってちょっとわかるように、
1:38:10	書いていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:38:18	はい、三菱サイトウです。
1:38:20	そうですね申請書の方の方への、
1:38:25	地域ということかなと思いました。
1:38:29	はいおっしゃる通りちょっとその辺わかるように、
1:38:33	今後の
1:38:35	補正の中で、
1:38:37	対応させていただければと思います。以上です。
1:38:45	規制庁の藤トガサキ、最終的にはちょっと補正対応になると思うんですけどこのちょっとパウポのところろうでも、
1:38:55	その 52 ページのちょっと下の方とかでもいいんですけど、
1:39:01	Aだけ、ここでは選べばいいか、というのがわかるようにしていただきたいと思うんですけどいかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:11	内海サイトウです。了解しました 52 ペイジーにですね、
1:39:17	この辺、確認いたします。以上です。
1:39:25	よろしくお願いします。私からは以上です。
1:39:41	規制庁松野です。
1:39:45	ちょっと私からも、ちょっと最後に 1 点、今ほどのこの 52 ページ目の SP ART 資料の 52 ページ目なんですけども、
1:39:54	これ、
1:39:56	(1) の評価事象の中の冒頭の説明でハンドリングフローに基づき、
1:40:02	設計上考慮する事象って書かれてあるので、
1:40:07	ちょっとやっぱりハンドリングフローと、
1:40:12	貯蔵施設内試験時においてっていうところはちょっと結びつくような感じ でちょっとパワポのほうも工夫をちょっと。
1:40:21	お願いできますか。
1:40:27	遊佐井戸です。ハンドリングフロアでは、パワーポイントの方に入れるよ うにいたします。
1:40:34	設計条件試験状態ってのはそのハンドリングフローに出てこないんです けれども、それがなぜ出てきてるのかっていうのちょっと、少しわかりや すく関係を少しわかりやすく
1:40:46	パワポ資料の方ちょっと修正をお願いできればと思います。
1:40:55	一応 26 条の関係は、
1:40:58	以上ですので、次の、その外部事象の 5067 条、
1:41:05	次の説明をお願いいたします。
1:41:11	はい三菱サイトウです。では 56 条 75 ですね。順番いただきます。
1:41:19	部長が、ヒグチの資料のですね 4 ページからになります。
1:41:30	衛藤。
1:41:31	地震による損傷の防止ですけれども、地震による損傷防止に対する基 本設計方針についてはこちらの資料に記載しておりますが型式証明を 受けた基本設計方針と同じになってございます。
1:41:47	基本設計方針の一つ目の矢羽根のところですけども蓋部が金属部へ 衝突しない方法で横に設置する設計とするということ。
1:41:57	それから二つ目の矢羽根になります。技術の方、頂上に想定される荷 重と地震力を、
1:42:04	組み合わせた荷重に対して特セイキがそのアドバイスされる設計とす ると。
1:42:09	ということでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:11	本設計方針に基づくかでしょうかということですが、これはJ9-4 オク01に基づきまして、仮条件としてですね、設計用地震力による荷重と、
1:42:23	あと地震力以外の荷重の組み合わせを適切に考慮いたしまして、
1:42:29	またシーン詳しいで、
1:42:32	測定機受けた耐震Sクラス数ですけども、
1:42:35	その安全機能を担保する構成部材というのが十分な構造強度を有しており、
1:42:41	西において安全機能が維持されるということを確認しております。
1:42:47	構造強度評価ですけども、
1:42:50	安全機能を確保するために必要な強度部材、
1:42:54	ということで、表に示しております同一次蓋二次蓋、トラニオン
1:43:02	カバー特会と、
1:43:05	等、それからバスケットプレート、
1:43:07	加えまして除熱機能を担保するNPについてこの表に示す。
1:43:13	局在をして評価を行っています。
1:43:18	5条から7条にかけてはですね、安全機能の維持というところが言われておりますので、共同部材ではないんですけども、
1:43:28	技術基準を担保する土台になりますので、認識も含めていと。
1:43:33	ということです。
1:43:37	26条の御説明と同様にですねバスケットプレートにつきましては、金属キャスク構造規格に規定される材料もしておりませんので、
1:43:45	同様に、型式指定を受けた、中間貯蔵施設場での形で受けた評価方法を用いております。
1:43:53	それから電熱品につきましても、現在キャスク構造規格分規定がございますので、
1:43:59	除熱機能を水溜できるための基準としまして破断しないと、いうことを平均としております。
1:44:07	備考欄に記載しておりますけれども、これが表カーVのですね、
1:44:12	これは評価部位を評価するということ。
1:44:16	それからあと評価部位に対する適用規格等は、設工認、設工認の、
1:44:21	主任部長ウエキと同じになっております。
1:44:27	突っ込んで別途確認される事項としまして、型式証明から、
1:44:32	もう
1:44:34	同様に持ってきておりますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:37	運営、
1:44:38	設置許可引き継ぐ頃にですね、地震ね常時における周辺施設等からの波及的影響により、
1:44:45	フェイス型の安全機能が損なわれることというのはこれも設置されるものとして、
1:44:53	そうしてございます。
1:44:57	5 ページお願いします。
1:45:00	5 ページからですね 6 ページにかけまして、
1:45:04	この地震損傷防止のですね審査ガイド要求、
1:45:09	と、あと要求に対する設計の考慮についてまとめたものを加えております。
1:45:16	これらについて、今年は安全評価について、
1:45:20	ご説明していこうと思います。
1:45:22	が、この 5 ページに示しております。波及的影響、
1:45:29	とあと周辺斜面の影響、
1:45:31	それから、転倒等、転倒に関しましては、型式指定の審査範囲外としております。
1:45:41	7 ページをお願いします。
1:45:47	地震力に対する安全評価方法について説明します。
1:45:55	文書に書いております通り、MSFに準備姿の安全機能の位置は、適用地震力及び地震力以外の荷重に対して、特定金融キャスクの構造強度の確保、
1:46:07	基本としまして、
1:46:09	特定建設にこれらの荷重が作用した場合に、安全機能を担保する。
1:46:14	部位に生じる応力を許容限界以下とすることで、
1:46:18	構造強度を確保する。
1:46:20	ということとしております。
1:46:23	構造強度評価の評価部位等にその評価方法について表で示しております。
1:46:31	地震力ですけれども、
1:46:33	静的震度に基づく新緑ということで、
1:46:37	兼用キャスク告示で定める加速度による 1 名、
1:46:41	背水平方向に 1300 ある情報更新 600 を用いております。
1:46:47	それらについては、水平地震力と鉛直地震力を同時に不利な方向の組み合わせで作用させております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:55	地震力以外の荷重ですけれども、貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に対応する。
1:47:02	課長であります圧力荷重、機械的荷重、熱荷重に加えて自重を考慮しています。
1:47:10	応力評価と、あと疲労評価を行ってますけども、これは金属キャスク構造規格の供用状態。
1:47:19	に基づいています。
1:47:21	許容限界ですけれども、
1:47:26	フルキャスト等との特に規定の部分については、
1:47:30	その基準として、
1:47:33	先ほど内場構造でご説明した通りですね、金属キャスク構造規格の規定がないバスケットプレート、
1:47:40	レンチについては、表に書いておる、
1:47:44	教育委員会を用いております。
1:47:49	規則ではですね、ニプロ協会分というのが弾性範囲内と。
1:47:54	ということ言われてますけども、金属キャスク構造規格のですね。
1:47:58	供用状態 2 ですけども、こちらは別府境界部の協力というのが、弾性範囲内ということになってますので、
1:48:07	教授にお聞きをすることで、あそこは自動的に弾性範囲になります。
1:48:15	18 ページ、お願いします。
1:48:20	新緑に対する安全評価で用いている。
1:48:23	解析コードとして、
1:48:27	ABAQUSコードを用いております。
1:48:30	ここの説明はですね先ほどの 26 条と全く同じでございまして、しっかり検証をしておって、2010 の実績があるということに記載してございます。
1:48:42	次に行動評価結果ですけども、こちら 9 ページ 10 ページに記載をしております、
1:48:53	9 ページに、病気、それから 10 ページには
1:48:56	来年中間度、
1:48:58	それから、場所で熱の結果を入れてございます。
1:49:02	こちら先ほどの 26 条と同じように、高も食うとですね、満足している。
1:49:09	内容について記載をしております。
1:49:15	衛藤。
1:49:16	基本的には合同 26 条の説明とですね、やってることは同じ、改めまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:22	ppmで評価する。
1:49:26	区分、
1:49:27	と、あと行動。
1:49:30	向こうの公式を使う部分っていうのは
1:49:33	26条と、基本的には同じ対応してますので、
1:49:37	同じようなことを、
1:49:40	荷重条件、境界所、拘束条件というところを変えて評価をしていると。
1:49:44	というのがそこの関係性ってことになります。
1:49:51	ニシウチ特区への適合性としては構造強度の基準を満足してますので、
1:50:00	十分な構造強度を有しているところから、安全機能が維持されると。
1:50:05	ここで地震に関するニシノ損傷防止に係る報告事項に適合していると。
1:50:10	以上でございます。
1:50:15	続いて津波、第6条に、
1:50:18	見ます。
1:50:20	11ページ。
1:50:22	です。
1:50:25	津波による基本入級事項に対する基本設計方針。
1:50:31	ですけども、これも型式証明を受けた方針と同じでございまして、
1:50:36	告示津波による遡上は波力、
1:50:39	それから漂流物の衝突による荷重が、同時に作用する荷重条件に対して、
1:50:45	特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計Ⅱになります。
1:50:51	この方針に基づく安全評価としまして、
1:50:54	審査ガイドに、
1:50:57	ここに書かれておりますけども、
1:50:59	津波荷重とそれ以外の荷重の組み合わせというのは適切に、
1:51:04	考慮しまして、
1:51:05	直セイキキャストの安全機能を担保する構成部位が十分な高度協力しており、
1:51:12	津波介助者において安全機能が維持されるということを確認しています。
1:51:18	下にですね、表を入れてございまして、
1:51:22	強度評価、
1:51:25	強度評価を行う部材、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:27	ずっと後、
1:51:28	その適用規格、
1:51:31	いうところを書いてございます。
1:51:34	評価部位に関しましては、
1:51:36	第 5 条のですね、地震の評価部位、
1:51:40	からですね、トラニオンを、
1:51:44	行っていない。
1:51:45	で、あとは同じです。
1:51:50	適用規格については全く同じでございます。金属キャスク構造規格の供用状態基準を適用しています。
1:51:58	バスケット電熱には先ほどと同じです。
1:52:03	あとビックバンのところに書いております通り評価部に対する的確地震。
1:52:08	による損傷の防止と同じです。
1:52:12	経営状態で使うことができるのかということなんですけども、津波荷重、
1:52:18	そしてですね、波力と、
1:52:23	処理物の衝突荷重っていうことでその衝突荷重、今の衝撃荷重、
1:52:27	になります。
1:52:30	金属キャスク構造規格というのは
1:52:33	輸送中のですね、落下事故時ってというのが、経常絶対Dとして分類されておりですね収益荷重というのできる。
1:52:42	逆になっておりますので、その衝撃荷重が作用するという点は同じ。
1:52:47	であるということ。
1:52:48	それから、基本設計方針の方ですね。
1:52:52	部長課長。
1:52:54	弾性範囲であるということと、あと、
1:53:00	その他の分については、調整ひずみが生じる場合でも破断延性限界に十分な余裕を有し、
1:53:06	いうところがですね、この供用状態Dの、
1:53:09	設定の考え方と合致しますので、このページの考え方、教育基準を適用するということ。
1:53:17	妥当だというふうに考えております。
1:53:23	そして 10 ページ。
1:53:27	22 ページに審査ガイド、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:29	ですね要求事項と、関野工場まとめております。
1:53:34	これはこれをした安全評価について説明し、
1:53:38	います。ページお願いします。
1:53:44	津波のを数えられる安全評価方法ですけども、
1:53:48	基本的にはですね、
1:53:52	地震と同じと。
1:53:55	ということがベースになってます荷重が少し、
1:53:59	違ってきているということで、
1:54:02	評価部位ですとか、ふーん。
1:54:05	営業企画。
1:54:07	評価方法の辺りというのは同じになっています。
1:54:16	ちなみに採用力ですけども、
1:54:20	原薬キャスク告示で定める津波、
1:54:23	無作用力としまして、
1:54:25	ここに書いてある浸水深と流速より物し終了を用いて、
1:54:31	波力とですね、
1:54:34	ローリング地質に基づく衝突荷重を計算しまして、
1:54:39	それを同時に作用させています。
1:54:42	評価上ですね、一応厳しくなる位置ということで、後程ご説明しますけれども、蓋部ですね、その荷重をかけると、いうことを行っております。
1:54:55	津波荷重以外の荷重としましては、ちょうど施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に作用する荷重でありまして圧力荷重、機械的荷重、自重を、
1:55:08	変更しています。
1:55:13	14 ページ、お願いします。
1:55:19	千波荷重の算定と、あと採用方法について説明するページです。
1:55:27	津波荷重の算定方法ですけども、型式証明でご説明した方法と同じ。
1:55:35	計算式を用いています。
1:55:37	こちらのページのですね①。
1:55:41	に示す津波波力。
1:55:43	これについては、
1:55:44	審査会同で
1:55:47	そうなる。
1:55:49	指針のですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:51	式を、
1:55:53	用いています。
1:55:55	右側にイメージ図を入れておりますけれども、金融キャッシュ
1:56:01	猛烈に何か遡上すると、
1:56:03	いうことを考慮しまして、
1:56:05	特定兼用キャスクのですね、
1:56:08	軸方法。
1:56:10	両括弧 1 番の方向です。
1:56:12	に衝突すると。
1:56:15	あと、警報を移動(2)番の、
1:56:19	方向です。
1:56:21	見つけて、
1:56:23	二つのです。
1:56:25	状態を考えております。
1:56:30	②番に示してます漂流物衝突荷重については、これも同様に審査ガイドの、
1:56:36	記載があります 65 条の評価式を用いています。
1:56:42	場所については中央官庁大丈夫吸収を無視するという格好で算定が、
1:56:47	なされているということになります。
1:56:51	津波荷重ですけども、この一番と 2 番を同時に、
1:56:55	作用させることに加えまして、
1:57:00	田丸さんのところですね、上に、
1:57:02	常時作用するはずであります。20、
1:57:06	供用中に作用する荷重として圧力荷重、機械的管理を、
1:57:11	考慮するというようにしています。
1:57:15	正味物の衝突荷重の作用位置、
1:57:20	ですけども、
1:57:22	まず舂食う。
1:57:25	この下の図で、
1:57:27	示しております水井青色のですね、矢印が波力になります。波力というのは衝突を受ける面積で決まってくるものですので、
1:57:40	事故方向に作用する場合は考慮し、
1:57:43	けどこの場合は
1:57:45	わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:47	で、表現の衝突荷重ですけども、こちらについてはですね、下部の方に作用するという
1:57:55	ところ、中間に出ています。
1:57:59	特定兼用キャスクの場合ですね、一番、
1:58:05	が少ない部分というのが、大体同意書取ってもですね、付託になります。
1:58:12	負担の
1:58:14	シール部なり蓋ボルトっていうん境界部っていうのは、供用状態Dにおいてもですね弾性範囲の
1:58:21	抑えるという、
1:58:23	それがありますので、その許容値の部分が低く設定されている部分。
1:58:28	が小さくなるということで、多分、
1:58:33	それを使うと。
1:58:35	形で評価を行う。
1:58:39	ですので評価としましてはこの軸方向衝突と警報交渉等ですのでですね。
1:58:44	2 ケースを実施しております。
1:58:49	5 ページをいただいて、
1:58:53	15 ページこちらも同じように、
1:58:57	応力解析コードの説明。
1:58:59	評価結果の説明、それから、あと適合性の説明をされているもので、同じもの、
1:59:06	地震の時になります。
1:59:09	評価結果は 16 ページ。
1:59:12	2 超えておりますけれども、
1:59:14	評価結果として満足しているということを確認してございます。
1:59:22	続いて 17 ページ。
1:59:28	七条の竜巻による損傷防止でございます。
1:59:35	7 条については外部からの衝撃による損傷の防止ですけども、型式証明指定では、竜巻の部分のみ、
1:59:44	設計方針として
1:59:47	立てておりまして、
1:59:49	こちらの設計方針についても、型式証明と同様、
1:59:54	でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:57	後送り竜巻による拡充と、あと設計飛来物の衝突による荷重を組みました荷重条件に対して、
2:00:04	特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計といたします。
2:00:09	安全評価でございますが、
2:00:13	審査ガイドをベースにしながら、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを参照しまして、
2:00:22	荷重の組み合わせを適切に考慮した上で、
2:00:26	キャスクの安全機能を担保する構造部材の構造強度ををしてということを確認してございます。
2:00:36	下の表ですけれども、評価部位と適用規格と、それから備考欄のところですが、
2:00:44	表の内容はですね、ちょっと綱ミイの、
2:00:48	ところですね全く同じ。
2:00:50	でございます。
2:00:54	後段で別途確認される事項ですが、
2:00:59	座敷証明でも説明してきている。
2:01:01	設計飛来物の条件を申請書に含めていますがこれらの条件が、
2:01:07	申請書の
2:01:10	後段の審査、
2:01:13	Dの設計飛来物の条件が停止しての条件に包絡されているということを確認いただきます。
2:01:22	18 ページ。
2:01:24	に審査ガイドの要求事項と、
2:01:27	積極における考慮を
2:01:30	まとめてございます。
2:01:35	安全評価については 19 ページ。
2:01:42	ございまして、
2:01:46	安全基本については設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組み合わせを考慮して、
2:01:52	報道、
2:01:54	強度の確保を基本とし、
2:01:59	それぞれの文書時応力を許容限界以下とするということで、構造強度を確保するということにしております。
2:02:10	下の表を入れておりますけれども、この辺も全く、先ほどと同じになっておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:15	竜巻荷重としてですね、県が国に定める。
2:02:20	登録。
2:02:21	それから
2:02:22	分析飛来物として、竜巻影響評価ガイドライン。
2:02:26	の解説に基づく物を所属させると。
2:02:30	いうことにしております。
2:02:37	この辺、すべて
2:02:40	津波と同じですのでちょっと割愛させていただきまして、
2:02:44	20 ページ、2、竜巻設計竜巻荷重の算定と採用方法を示してございます。
2:02:53	続いて竜巻課長ですけれども、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに基づいて、荷重を組み合わせて、それを符号荷重として採用させています。
2:03:07	内訳としましては風か。
2:03:10	9 月 6 モル果樹。
2:03:12	秋谷さんによる荷重、それから設計飛来物による衝撃荷重、
2:03:17	複合荷重ということで、
2:03:22	アサノ。
2:03:23	の方はですね、型式証明、
2:03:25	承認いただいた方法とアノの式は同じでございます。
2:03:33	福岡城のところに書いてあります通り、
2:03:37	1 から 3 の荷重を組み合わせた荷重に加えて、
2:03:41	ちなみちよっとちよっとロジックとですね、上に作用する荷重と、表中に作用する荷重、
2:03:47	を考慮しております。
2:03:50	設計飛来物による衝撃荷重の作用位置についても、
2:03:54	津波のサイト上にですね、回収が小さくなる蓋部に、
2:04:01	ぐらい物量小路楯を加えるということで、
2:04:06	基準を加える方法としましては下の図にある通り、事故方向へ衝突させるケースと、系統混焼とさせるケース。
2:04:15	ることを考えてございます。
2:04:21	11 ページ、
2:04:24	解析コードの
2:04:27	御説明、これは 6 条のところと同じことを書いてございます。
2:04:32	22 ページに、影響評価結果のまとめを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:37	出ております。
2:04:42	うん。
2:04:43	補足説明資料の方ですけれども、地震の方が、
2:04:49	資料1の、
2:04:51	もう、
2:04:53	日の5日。
2:04:56	ということですが、
2:05:04	先ほどの資料1-3の26条の、
2:05:08	ご説明の内容と基本的に強い選手の情報っていうのは、
2:05:13	頭になっておまして、
2:05:19	特に開発なんですね、ご説明する部分というところ言うと、
2:05:24	すべての市場において地方が30.アノアノ、
2:05:28	強度評価の結果を受けているということで、
2:05:32	嘘。
2:05:34	地震の、
2:05:36	補足説明資料ですと資料1-4の別紙になりますし、
2:05:42	津波の場合ですと、資料1-5の別紙2、
2:05:48	竜巻の場合ですと1-6の別紙。
2:05:52	いいですか。
2:05:53	思います。
2:05:55	一番荷重が大きいのが竜巻による損傷の防止。
2:05:59	熊木課長なんですけれども、資料1-6の、
2:06:06	別紙の、
2:06:10	というのが、
2:06:11	20ページ。
2:06:13	から、25ページ、20ページから25ページにかけて、
2:06:20	30トン。
2:06:22	評価結果を入れてございます。
2:06:25	先ほど、26条でご説明したものと等ですね、日通オフィスに、
2:06:32	の、
2:06:33	ブロッカー保護評価基準のところを参考に用いて、
2:06:37	許可しております。
2:06:40	この評価結果もですね、25ページになりますが10分結果ということであることを確認してございます。
2:06:54	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:55	都市税源所 5 ジョーカー7 条にかけてのご説明、以上です。
2:07:02	はい。規制庁松野です。
2:07:06	では私の方からちょっと幾つか記載事項の確認をしたいと思いますけども、
2:07:13	パワポ資料の、
2:07:21	津波で、
2:07:23	言うと、
2:07:33	等、
2:07:34	12 ページ目から、
2:07:36	あるんですけども、
2:07:39	ここで、
2:07:40	14 ページ目に、
2:07:44	津波による作用力に対する安全評価。
2:07:47	があって、
2:07:49	①の津波のはやくうの計算では、
2:07:55	これ、
2:07:56	貯蔵用緩衝体の面積、
2:08:02	波力を、
2:08:03	計算されて、
2:08:06	②で衝突荷重を計算して、
2:08:10	それ、①と④2 を足した。
2:08:14	加重で③で、
2:08:17	最も厳しくなる蓋部を、
2:08:20	評価している。
2:08:23	ただ、
2:08:24	その波力では貯蔵用緩衝体を計算に入れてますけど、実際、
2:08:33	応力評価の時には、
2:08:36	もう緩衝体を無視して評価している。
2:08:41	その中で蓋部が一番厳しくなると、③では書いてあるんですけども、
2:08:47	ここで言う、
2:08:51	蓋部での評価と、
2:08:54	この 16 ページ目でいう、
2:08:57	その高度評価計算結果。
2:09:01	との関係で、
2:09:03	もう一度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:05	説明をお願いできますか。
2:09:10	はい。三菱齊藤です。
2:09:13	でもう一度荷重の算定の、
2:09:18	とですね、津波の荷重を実際に作用させた時の構造解析の条件。
2:09:25	辺りをご説明します。
2:09:27	まず津波波力食う、①の津波波力の計算ですけども、今おっしゃっていた通り、右の図ん。
2:09:37	上の図にあるようにですね、それぞれ緩衝体が装着された状態を考えています。
2:09:44	津波の波力食うのですね、計算。
2:09:49	式にはですね、この計算式の中の、ラージBですね。
2:09:55	構造物の幅というのが
2:09:58	入ってきます。
2:09:59	自発面積がですね大きい方が鍛冶。
2:10:03	波力は大きくなるということですね。
2:10:05	まず、ちょうど緩衝体の部分が当たるところに関してはちょっとに関してあった方がご指摘になりますのでそれを考慮した荷重を用います。
2:10:16	4の調達勘定っていうのはそういった諸元の中にですね計上が入ってきませんので、
2:10:23	どこにぶつけようが同じ数字になります。
2:10:28	で、津波荷重としてはその荷重をですね組み合わせるということで、組み合わせ方としては下の図の方に、
2:10:38	二つに充てるわけなんですけども、
2:10:42	両括弧一番の自己歩行衝突では、上限型の面からですね当てると、
2:10:49	この時にちょうど緩衝体が装着されていない。
2:10:54	いうことで、荷重、
2:10:56	地方、
2:10:57	計算する際には間所帯がついてるけども、
2:11:00	その荷重を使って強度評価をする際は緩衝体はないと。
2:11:04	ということです。
2:11:05	K方向でも同様でございます、
2:11:10	千波のはよく、
2:11:11	に
2:11:12	一つ、数を、
2:11:14	加えるんですけども漂流小小塚中は蓋部に集中して加えると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:18	ということとさせていただきます。
2:11:21	最後の 16 ページの、
2:11:23	結果というのは、そういった形で
2:11:27	荷重としては、
2:11:30	緩衝体が、
2:11:31	ついている状態での波力を用いて、緩衝体が外れた状態での共同評価 している。
2:11:40	その結果を申請書に書いていると。
2:11:43	ということとさせていただきます。以上です。
2:11:51	規制庁マツノです。
2:11:53	例えばこの 14 ページ目のところのこの③の径方向の衝突で、
2:12:02	蓋部が厳しいから蓋部で、
2:12:07	漂流物衝突荷重を加味してますけども、
2:12:13	これ、どうのところも、
2:12:15	当然、
2:12:16	計算上は、
2:12:19	入れるべきかなと思うんですけども。
2:12:24	そこはどういうお考えでしょうか。
2:12:30	はい。
2:12:33	この漂流物の衝突荷重を今ゾーンにも加えるべきではというをしてきた と思います。
2:12:42	漂流物の衝突荷重ですけども、トータルの数 1 っていうのは
2:12:48	もう決まっ計算で決まるわけですね。
2:12:50	で、どの部分に集中的にかけるのが手話になるかと、ということかと思 います。衛藤。
2:12:59	農林部IIの衝突荷重っていうのは標準物の、
2:13:02	大きさっていうのが
2:13:05	審査ガイドでは定められたではないと。
2:13:10	ということです。物納。
2:13:14	大きさとしてですね、質量として、
2:13:18	100 人。
2:13:21	必要なだけが定められていて、
2:13:24	それは
2:13:26	これまでの
2:13:28	プラントの審査で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:30	考えられてきている、表裏物として最も金庫が 60 本、
2:13:36	もう船であったということでそれを保守が
2:13:39	切り上げて 100 トン設定されているってことを踏まえると、マーケスケールも全然大きいものが衝突してくるということで、
2:13:47	キャスクの窓の部分にも当たりますし、全体にかかってくるような形になるうかと。
2:13:54	思います。
2:13:55	ですけれども形状が限定されていない以上ですね、部分的に集中してかけるというのが保守的かなということで、あと蓋部を選択して入れていると。
2:14:06	この衝突荷重を道具に加えたらどうなんだということなんですけども、
2:14:12	それちょっと確認はしております、
2:14:17	荷重自体は全体的に一緒になるので、全体的な荷重による影響っていうのはそう変わらないんですけれども、
2:14:26	その衝突する近傍の部分ですね。
2:14:29	2 人でやったら一応ふたが負担に影響が大きいですし、
2:14:33	どうであれば、
2:14:37	どうの、
2:14:38	外架空を構成している外灯あたりですね。
2:14:42	ナイトウあたりに影響が大きい、逆にその集中する部分以外ってのはそれほどの差がないんですけども、
2:14:50	該当の部分に関しましては
2:14:53	外筒が破断しないと、いうことをですね。
2:14:57	ちょっと確認をしております、
2:14:59	衝突部分の影響っていうところは、評価が必要かなと。
2:15:06	考えてございます。
2:15:09	以上です。
2:15:11	規制庁松野です。計算はされていてその計算結果をすべて補足説明資料に書かれてあるっていう理解でよろしいですか。
2:15:23	三菱サイトウです。
2:15:26	下の法則説明資料の方には含めておりませんでして、
2:15:31	江藤
2:15:33	胴の部分。
2:15:34	そうですね。等全体にまわしてみ、
2:15:39	外殻を構成するもので一番

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:42	強度が成り立つが欲しく。
2:15:46	1台が該当になりますんで、該当に対して、
2:15:51	感知するかどうか、拡販するかどうかっていうところを確認しているというところにしてそれは補足説明資料に入って、
2:16:00	ません。
2:16:02	以上です。
2:16:05	規制庁マツノ。
2:16:07	でもこれ、実際は横置きで緩衝体がついた状態で、
2:16:14	貯蔵されて、保守的にはされてるもののこの蓋部のところはもう衝突は、
2:16:21	ありえないんですよ。
2:16:28	杉沢医長です。
2:16:30	江藤。実際は緩衝体がついてますんで、
2:16:34	菅翔太
2:16:36	で、ある程度エネルギーが吸収されて、
2:16:40	その結果、キャスクに荷重が入ってくるので、
2:16:44	蓋部にしようとする場合っていうのは緩衝体がある程度、
2:16:49	火事を抑えてくれる。
2:16:51	ことにはなりません。ただ招待ができないので今はつけてない評価をしていると。
2:16:59	ということになります。
2:17:02	ですんで反射体の効果がないのはどういうことで、
2:17:07	そのご理解のポイントなんですけども、本当に負担に荷重がかからないわけではないということです。
2:17:13	以上です。
2:17:15	規制庁松野です。
2:17:17	だから、その指定の段階でその詳細設計ベースによるその評価で、現実的な評価で、
2:17:28	行う。
2:17:30	古藤が必要なのかなとも思うんですけども、
2:17:34	その中で、
2:17:36	当然この動のところの評価は、
2:17:40	当然その蓋部が一番厳しいところで衝突荷重は、
2:17:45	加味されてますけども、現実的な評価としては、
2:17:49	当然このK方向のこの動のところの評価は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:53	行う。
2:17:56	行ってそこは、その適合性説明の中での説明としては多分必要かとは、
2:18:04	思うんですけども、でも今の話だと、一応評価をされていて、
2:18:09	一応資料には載せてないけど、
2:18:22	そこは、
2:18:24	それと16ページ目との関係なんですけども、この14ページ目の考え方を踏まえて、
2:18:33	この評価式が示されてるっていうこと。
2:18:37	の理解でよろしいですか。
2:18:44	三菱さん、36ページを踏まえ、
2:18:48	てっていうところがそんなちょっと理解できなかったんですが、
2:18:53	郵送REDYっていうのは廃棄タブに衝突させた場合の、
2:18:58	評価結果でございます、
2:19:01	導入しようとしたものはここに置いてないという状態です。
2:19:12	この16ページ目にかけてこの分類の中に書かれてある。
2:19:19	評価項目は、
2:19:21	大分に当たったと聞いの。
2:19:24	力で、
2:19:28	計算されてる暴力。
2:19:30	式っていうことですか。
2:19:35	角田です。理解しました。はい。その通りです双子に荷重を受けた場合に、
2:19:40	図
2:19:42	それぞれの部材に生じる応力食う。
2:19:46	評価をした結果になります。
2:19:50	以上です。
2:20:07	あ、規制庁松野です。
2:20:10	説明は理解いたしました。
2:20:13	あと、この16ページ目のこの、
2:20:16	評価項目なんですけども、
2:20:19	これ自身の評価項目と比べると、分類はトラニオンは、
2:20:25	除外されてるんですけども、
2:20:28	例えば、
2:20:30	Vと見、
2:20:33	中間胴のところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:36	若干この
2:20:38	地震との差異が、
2:20:41	あるんですけども、
2:20:43	ちょっとその差異の理由の説明をお願いできますか。
2:20:50	はい、三石齋藤です。
2:20:53	地震の五条の評価法がですね 19 ページ 10 ページです。
2:21:06	評価項目としてはですね、地震の方が多少多いです。
2:21:11	多少多い、申し上げているのは、
2:21:15	一次応力に加えて、一次＋二次を、地震の方では求められてます。
2:21:23	金属キャスク構造規格の供用状態Dですけども、Dの中に二つ分類がありまして、
2:21:33	短期の繰り返し荷重が作用する場合、
2:21:37	と。
2:21:38	そうでない場合、ドンと大きな力消費量が変わるような場合で、分別されてます電車は地震のことを示しておりまして、地震の場合は、その地震力による、
2:21:50	ニシノ真空というのを二次応力として見て、その場合の評価っていうのが必要になって参りますので、この一次＋二次っていう、
2:21:59	1 課が
2:22:01	あるのが地震になります。
2:22:04	で、
2:22:05	津波竜巻の場合はですね衝撃荷重を受けるということになりますので、
2:22:11	その一次＋二次っていうのがなくてですね、自動力の
2:22:17	表 16 のみの評価、ただし密封シール部とボルトに関しては、熱荷重を必ず加えないといけないので、南知多筋って言葉が出てくるんですけども、地震力による申告による二次応力というのを考えなくていいので、
2:22:33	項目としてはアノイシイも少し少なくなると。
2:22:37	わかんないんです。
2:22:39	以上です。
2:22:43	規制庁マツノS、
2:22:47	疲労評価はもう地震で行ってるから、もう津波竜巻ではその評価項目として挙げてないってことですか。
2:22:56	三菱齋藤です。すいません。疲労評価に関しては、地震の際は要求がありますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:03	津波竜巻の場合は繰り返すような荷重ではないので、要求がございません。
2:23:11	以上です。規制庁松江です。
2:23:13	そのあたりのその差異のところの考え方理由についてちょっと補足説明資料に記載を、
2:23:20	お願いしたいと思います。
2:23:26	溝口サイトウです。パワーポイントの方には不要で、補足説明資料の方に必要っていうことでよろしいでしょうか。そうですね、補足のほうで説明を。
2:23:36	良いと言っていただけですか。
2:23:40	道下です了解しました。
2:23:42	あとあれ伝熱品は、
2:23:45	この許容基準で、
2:23:48	式が書かれてますけども、
2:23:50	これ、この式って、
2:23:52	どっからこう、
2:23:54	持ってきたものなんでしょう。
2:23:59	三菱重工の齋藤です。
2:24:02	電熱品に関しましては、かかる応力というのが診断能力になっております。
2:24:10	せん断を食うに対して、破断点というところを基準に、
2:24:15	規定がないので基準として用います。
2:24:18	それがSEになりますので、
2:24:23	それに対して寒いSUの
2:24:26	期間を行ってですね、これは
2:24:33	選考のポイントも合わせているんですけども、
2:24:44	ちょっと
2:24:47	どの部分の基準を持ってきたかっていうのちょっと今すぐ出てきませんのでちょっとそこを確認して、すいません
2:24:55	お答えさせていただきたいと思います。
2:24:58	はい、お願いします。
2:25:00	私からは以上ですけど。
2:25:14	すいません評価部位というか、それで津波と、パウポの方ですけど、
2:25:21	津波、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:23	1 竜巻にトラニオンを入れてない理由ってもう1回お聞きしてもいいですか。
2:25:33	三菱、齋藤です。
2:25:38	まず、
2:25:40	特定兼用キャスクですけども、
2:25:43	緩衝体をつけてよく院長とするということで、基本的に小地震であろうが、津波竜巻であろうが緩衝体がついていることによってその蓋部にかかる衝撃っていうのは、
2:25:58	安全機能に影響がないっていう前提の設計になっていますので、
2:26:02	その際にですね、実際、トラニオン
2:26:05	がどうなろうがですね、
2:26:08	問題はないわけなんです。
2:26:12	基本的にはトラニオントラニオン評価です。
2:26:16	不要でも構わないと思っているんですけども、
2:26:19	地震の際にですねトラニオンがですね問題があるという、
2:26:25	ことにはちょっとしたくないなというのがございまして、
2:26:29	地震の際はトラニオンの方、評価して、積極的に評価して問題がないということを
2:26:37	示しお示ししていると。
2:26:39	地震の際にですねシュカコウ落ちるようなことっていうのが、
2:26:46	あるとですね、
2:26:51	受け入れる側ですね、池さんも、
2:26:54	受け入れにくいところがあるのかなというふうに考えておりまして、そういう何かをして、
2:27:01	ということでとらえ月地震では評価していると。
2:27:05	ということになります。以上です。
2:27:46	うん。
2:28:15	多分いらないんじゃないかなと思っちゃうんです。
2:28:21	いや、私言ってもらおう。
2:28:24	どうぞ。
2:28:59	転んでもってもいい。
2:29:01	いいですよ。
2:29:09	いなくていいと。
2:29:19	こう言ってる方、
2:29:23	範囲内ってそういう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:26	うん。わかったけどなあか。
2:29:33	そうです。
2:29:35	すいません、一応理解はしたんですけどここら辺のトラニオンは地震のところでは一応評価したよってことの説明を、
2:29:45	どうですかね。
2:29:47	パートですかね、うん。
2:29:54	パワポでいいので、何か米印か何かでちっちゃく書いといてもらってもいいですか。
2:30:05	三菱の齋藤です。
2:30:08	はい。
2:30:10	今トラニオン地震の時に評価する必要あるのかっていう話ですけども
2:30:16	型式証明の際も、そういった議論がちょっとあったんですけども、我々としてはそういうのを示しておきたいということで
2:30:25	照明の方では、一応、申請書の方にもトラニオン厳然だっっていうのは、
2:30:30	入れさしていただいています。
2:30:32	横木長南で可視化がつくことが前提になっているので安全機能の影響は基本的に緩衝体でされるものの設計なので、
2:30:42	必須ではないと思いますけれども、トライの方は入れさしていただき、
2:30:46	はい今おっしゃっていただいた通りちょっとトラニオンを評価するところに関してちょっと注記を入れてですね、用意したいと思います。以上です。
2:31:45	資料って、
2:31:47	すいませんあと確認なんですけどちょっと綿C聞き漏らしちゃったかもなんですが、バスケットプレートのアノ松地震でも津波でもいいんですけど、
2:31:56	塩漬け値をつけるわけじゃなくて、使用済み燃料貯蔵派の方の型式指定を受けた時の評価方法、
2:32:05	やりますって書いてあるんですけどここら辺の資料って、今回の資料にどっかに入れ込んでいただいていますけ。
2:32:19	えっと三菱サイトウです。昔の直販の方にいただいた型式指定、もう
2:32:27	法で使う材料について、
2:32:30	どういう材料であるかというのは申請書には含めておりますけれども、
2:32:35	その材料の説明であったり、
2:32:41	協力なり、
2:32:42	地域基準のところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:45	どういったものであるかってのは今現状、
2:32:49	言っでは、申請書には入れてません。
2:32:52	一応認められたものを使うということで今回審査のハーンにはならない ということでそういったことにしているわけなんですけれども。はい。申請 書上、
2:33:04	入れなくていいと思ってるんですけど、一応うちの中の貯蔵班がやった 指定の部分です。例えば、
2:33:11	補足説明資料とかだったりとか、
2:33:14	あるんですかね、なんかそこら辺のどういった評価方法でくらいは一応 知っという方がいかなと。
2:33:20	思っても、
2:33:22	勝手に貯蔵班に聞いてもらったらいじゃないって言うかもしれないん ですけど一応審査の中で、見たよってことは、
2:33:30	資料何かなんかで残しておいた方がいかなと思うので、
2:33:37	けちをつけたりこのあだあれ駄目これ駄目っていうよりかは、
2:33:42	その評価方法について一応紙資料とかあれば、示していただいた方が いいのかなとちょっと思ったんですが、三菱さん思ってるんですね。
2:33:52	所蔵版って三菱が出してる。
2:33:58	そうですね。
2:34:01	こんなの出しましたっていうのとかあります。
2:34:06	三菱サイトウです。衛藤。
2:34:08	この適用規格等のところでその市とか細野知、ちょっと反応して、
2:34:15	組織指定での評価方法を使ってますっていうふうにしてまして、それが どういうものかっていうのは、資料はありますんで、
2:34:22	具体的にはサインの申請書の中に、こういう評価基準を使いますって いうのが入れたやつがありますので、
2:34:33	それを今回補足説明資料の添付に入れるようにして
2:34:38	のお店資料にいたします。以上です。
2:34:44	はいすいませんお願いします。うん。テントの中の参考ぐらいいい かなと思うんですけど。
2:34:51	はい。お願いします。
2:35:04	規制庁納トガサキですけど
2:35:07	パー報一七ページ。
2:35:11	この辺りでも地震のその評価なんですけど、
2:35:15	あとこのさ、参考資料の耐震性の説明書の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:23	33 ページの辺りなんですけど、
2:35:26	これ結局動態ルールというのは、
2:35:31	導体分とかこの蓋の部分というのは、
2:35:35	これが何かそのどっかにぶつかったときに大丈夫かっていう評価はやられてるんですか。
2:35:47	三菱の齋藤です。
2:35:50	当今回行っている評価というのは地震力のみが、
2:35:55	外力として地震力のみが加わった状態ですので地震力ってこう入れる状態を評価しているものでございます。
2:36:04	どっかにぶつかるという影響については波及的影響の、
2:36:10	範囲になると思います。
2:36:12	それはもうここ、
2:36:15	うちの施設の方で評価するということで支店からは外させていただいてます。以上です。
2:36:21	それ、ちょっと私がかわかってないイダかもしれないんですけど
2:36:25	この横置でその緩衝体つきで固定しない場合ってというのは、高必ずしも 藪田
2:36:33	虎先ほど隣お話ありましたけど、課題とかで固定されている必要はなくて、
2:36:40	もし地震が来たときに、どこかにぶつかっても、緩衝体があるから大丈夫だというふうに、
2:36:49	私は理解してたんですけど。
2:36:53	そういう
2:36:56	その緩衝体でぶつかって大丈夫かっていうのは、施設側でやるっていう そういう御説明ですか。
2:37:07	三菱新保齋藤です。
2:37:11	この型式し申請範囲には貯蔵用緩衝体が入っておりませんので、
2:37:17	その辺のその都度緩衝体をこう限定した形での安全性を示すっていうのは、最終的には、設置許可設工認の中になってしまいます。
2:37:32	一方でちょうど緩衝体の性能というのはこういう性能が必要ですよっていうのを最低限型式証明指定では説明。
2:37:41	設計として示すわけなんですけども、
2:37:44	前回の審査会合でご指摘いただきました通りですね詳細設計として、
2:37:51	ちょうど移管主体の性能について具体化資料にコメントをいただきましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:57	それに対して型式指定でできることというのは、孫会社かいいがどんなものが、
2:38:05	来るかわからないですけども、どの程度の荷重までこう衝突したり落下したときにですね、どういった荷重まで原油安施設として、
2:38:15	多様性があるのかっていうのを説明することができるのかなと考えてますので、
2:38:21	そういう部分が、
2:38:24	ご説明できるのかなと。
2:38:26	いうふうに思ってます。あくまでもこの地震に限ったものじゃなくて、
2:38:31	そういう取り扱いであったり、
2:38:34	地震でそういうふうに所属する場合も含め、
2:38:37	そういった検定制度にそういうことができるのかなというふうに、
2:38:42	何か、
2:38:43	準備しているところです。以上です。
2:38:46	規制庁のトガサキです。パワポの 60 ページの今後の新設スケジュールの
2:38:54	4 ポツで説明されるっていう理解でよろしいですか。
2:39:01	辻野サイトウです。はいそのコメント回答に関しては、最後の方に、今、星伊田 4 ポツの方で、
2:39:09	を予定しています。
2:39:11	規制庁のトガサキです。
2:39:13	で、ちょっとその関係っていうのを、今回の地震のところの説明に加えることっていうのはできないですか。ちょうどこの地震の評価っていうのが
2:39:26	この結果、結局、30、
2:39:30	さっきの参考資料 2 の 33 ページだと、
2:39:37	何かその束縛拘束条件っていうのがちょっとよくわからなかったんですけど。
2:39:43	結局ドアのどっかに置いてあった状態で地震が来たときに、
2:39:51	そのんな、あれですね内部壊れないかとか、そういうのを見ると思うんですけど。
2:39:57	す、外側が壊れないかどうかっていう評価はここではやってないっていう理解でよろしいんですか。
2:41:55	規制庁のトガサキですけど、ちょっと今、検討中だと思うんですけど 33 ページ、参考資料 2 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:06	33 ページの隣オオノ回りとか、あと、
2:42:12	右下のところに三角の、
2:42:15	マークがありますけどこれは拘束条件なんですか。
2:42:21	すいません今ちょっとしゃべったんすよマイクが切れてるみたいですいません。すいません。もう説明させていただきます。はい。
2:42:29	参考資料 2 の、はい 33 ページが、荷重等境界の条件。
2:42:36	です。
2:42:37	三角が拘束条件なんですか。
2:42:41	はい。三角が拘束条件でして、左がわーの流れの方向にトラニオンがありますけども、下部側のトラニオン
2:42:51	等上部側のトラニオン下部側アノ前報告遅く 20 分後には、上から押さえつける固定方向になってますんで、上側の面を拘束してます。
2:43:04	あと断面a段名というのは左側の図でいうと、図で矢印でって書いてるところですけども断面ですけども、
2:43:13	所の自己側の概念を貯蔵架台に乗せ載せる形になりますので、その貯蔵場体で受ける部分の方を拘束しております。
2:43:23	で、荷重条件としては、水平方向と鉛直方向の地震力を構成させて同時に付加させていますので、地震力による慣性力が、
2:43:34	キャスク本当にかかっている状態で、特に拘束を受けてる部分に、
2:43:39	大庭で安いというような
2:43:43	ものになってまして、何か物にぶつかるというものではなくて、
2:43:48	地震力が発生した場合に、キャスクの安全機能を維持されるという、これも規則で求められている。
2:43:55	要求になりますんでそれに対して満足しているということを示すものになります。
2:44:00	Aと何かぶつかるということはすべて波及影響に、
2:44:04	入ってくると考えておりますんで、こちらは今回の型式指定とは切り離れた形で、後段の審査で評価するという実績にしています。以上です。
2:44:17	規制庁のトガサキですけど、この
2:44:21	ガダイ糸賀とられようによる拘束をしない状態での評価ってのはできないんですか。
2:44:32	三菱サイトウです。こういった静的解析をする際っていうのは何、何かしら荷重があれば、
2:44:40	どこかで拘束をかけないと、計算が、
2:44:44	できないということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:47	なので
2:44:51	地震力がかかっているんであればキャスクってのはその地震力のかかる方向に動こうと。
2:44:57	とするので、何かうまく止める法則が必要になってくるんですね。
2:45:01	それは実際的にやっぱり、
2:45:04	梱包、実際に、
2:45:06	ちょうど架台の受ける、受け部分で、固縛はしますんで、その部分になってしまうというのが、
2:45:13	実情です。
2:45:16	以上です。規制庁のトガサキです。大体わかったんですけどだから先ほどの隣御も、必須ではないんですけど、この計算上は必要な所拘束条件に何らなくなってしまって、
2:45:31	実際には、その施設側で、緩衝体をついた評価をやる時には、その拘束条件をいらなくなるんで、
2:45:41	隣オオノは必須ではなくなるという、そういうような流れだと思んですけど。
2:45:47	あんまちょっと隣4の位置付けとさ、先ほどの今後の施設側でのその緩衝体への条件の引き継ぎの関係っていうのを、
2:45:58	説明で議論にしていただければと思います。
2:46:05	渥美齊藤です。
2:46:06	そうですね。トラニオンで固縛されてる間というのはもう固縛された状態で地震力のみを受ける状態でしかない、何かそういうものに衝突するという話になってくると当然トラニオンの、
2:46:20	固縛が完全に排除されてなくてもキャスクのが第5と動いていくということもありますんで、ですけども、その場合はトラニオンで、
2:46:30	の部分で拘束をかけているという形にするんじゃなくて、何か物にぶつかるといって評価になるので、ぶつかっている部分を拘束クニシにかけて、その時にかかっている慣性力が、
2:46:42	何か重なりっていうのを別途付与するという形で評価を行うことになります。
2:46:48	はい。ちょうど緩衝体の引き継ぎ関係のところでもう少しそのあたりの説明をさせていただきたいと思います以上です。
2:46:59	お願いします私からは以上です。
2:47:05	規制庁松野です。
2:47:08	では、5067条についての確認質問事項は、以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:15	今日のヒアリングで用意していただいた説明は、
2:47:19	以上。
2:47:21	2、
2:47:21	なるかと思えますけども、
2:47:24	一応全体通じて、
2:47:27	何か、
2:47:29	確認、
2:47:31	期待点など、
2:47:32	ありますか、三菱さんの方から。
2:47:41	三石です。江藤サイトウです。特にございません。
2:47:46	はい。では本日のヒアリングはこれで終了します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。